

大納言様御任官爲御祝儀御米五百俵淺草御藏にて被下置則手下共へ割渡配分仕候

一 御入國之御時嶋田義祐之鑓壹本御預ヶ致遊壹本にては手支候間神尾若狹守様御奉行之節御願申上候得ば兩御番所様朱鑓之内下坂壹本宛被下候

一 私支配在々長吏は無年貢之田地或は屋敷計無年貢にて田地は御年貢差上候もの數多御座候御水帳直に頂戴仕其一村之長吏御年貢取納仕候もの御座候一頼朝公より私先祖へ被下置候御書付之寮左之通

本書半切ニ
報付有之

一 長吏 座頭 舞々 猿樂 陰陽師 壁塗
土鍋 鑄物師 辻目暗 非人 猿引 鉢扣
弦指 石切 土器師 放下 等縫 渡守
山守 青屋坪立 筆結 墨師 關守
鐘打 獅子舞 みの作 傀儡師 傾城や

右之外道之物數多附有之候是皆長吏者其上たるべし

此内盜賊之輩は長吏として可行是從

頼朝此所文字四五字
消候て難相知候 風呂屋湯屋は傾城之下たるべし
人形舞は皆々式十八番之下たるべし

頼朝御判 鎌倉住人藤原頼兼彈左衛門
治承四年九月日 但頼兼より下は
幽に相見申候

一 當時私全支配仕候もの左之通に御座候

一 長吏

一 非人

一 乞胸

一 猿飼

但是は御當地は私國內地面を仕切別段に住居仕頭役之もの
兩人有之西御下御殿へ罷出御所念仕其外諸御屋
數様方へ同様罷出相勤夫々被下もの頂戴仕其外下諸御共
は町々猿引渡世いたし歩行候且又素人より猿飼仲間へ弟子
入仕候儀は右頭共より私方へ申出候上差圖請身元より無構
之書付取弟子に抱申候右之者素人に相成候切は是又前書之
手續にて身元より證文取素人に引渡申候其外猿飼素性之者
は素人に相成候儀は決して不相成候御座候

一 茶せん

右は關八州村々に有之候得共當時は無之

右之趣此度御尋に付奉書上候前度寫奉差上候古證文
毛頭相違無御座候以上

淺草 彈 左 衛 門

享保十年巳九月

一 北條時頼公之御時由井濱におゐて日蓮聖人御刑罰
之節私召連罷出候役之者之内日蓮聖人を勞り候得

ば眞筆之法華經五之卷一卷被致附屬于今私所持仕候此儀に付縁起等も御座候

一 御上洛之節は攝津郡河邊郡池田領火打村長吏八左衛門太兵衛に申付御絆綱諸事皮類御用相勤申候古來之御書付御腕御別當西之御丸下諏訪部惣左衛門様御請取所持仕候依之御代替之節は罷下り御絆綱差上御腕へ御目見に召連罷上申候并御上洛之御道筋におゐて皮類被爲仰付候節支配之外迄も其邊之長吏共へ私下知仕相勤申候

一 先年 日光御社參之御時猿引被爲 召出御泊之御殿にて 御上覽被爲 遊候刻私手下之猿引十貳人召連相勤申候此節は御扶持頂戴仕候伊奈半左衛門様より奉請取候御上覽之上御持扇子頂戴仕于今所持仕候

右奉書上候通由緒書御帳面に御書加奉願上候以上

享保十年巳九月日 淺草 彈 左 衛 門

長吏職事 法名 利 阿
兩代官 四 郎 兵 衛
同 太 郎 兵 衛

右任右大將家御判旨相模國鎌倉由井長吏頼久今利阿東八ヶ國長吏可進退もの也然而彼御文書雖奉鶴ヶ岡御寶殿籠利阿深歎仰上直召下畢依爲此同類山内彦左衛門頼助藤澤之七郎左衛門頼通何も八幡宮掃除以下役無懈怠可相勤狀如件

大永三年癸三月廿三日 鶴岡少別當法眼良能

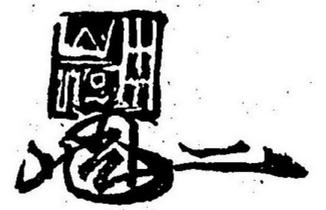
頼朝御判於鶴岡申請時官途也

山内 五 郎 兵 衛

下山内 長吏五郎左衛門

以上件々見南市令府古簿書中 辛未春初八於府中
餘暇寫之 杏園主人

増訂一話一言卷二十六終



增訂一話一言卷二十七

○杉本仲温温疫論按注序

余嘗謂傷寒者外邪總名。而疫者病狀也。冬時嚴寒中而即病者。謂之傷寒。發於春時溫暖者。謂之溫病。發於夏時暑熱者。謂之熱病。不拘春夏秋冬。長幼之病。多相類似。甚則病氣穢氣薰蒸以傳染。至乃沿門闔境萬人一齊莫不病者。謂之疫。々者猶循役不能免也。而皆以傷寒為稱。難經有五傷寒之目。而張長沙傷寒論所以總括外邪者。蓋有觀于斯矣。余於吳有可溫疫論。有著疑焉。吳氏云。溫疫者。非風非寒。非暑非濕。乃天地間別一種異氣所感。夫陰陽相盪。四時推遷。除却風寒暑濕。則無所謂氣者。但其風寒充甚。或冬有非節之暖。夏有不時之寒。則戕賊人身。不得謂之異氣。可疑一也。又云。傷寒從皮毛入。溫疫自口鼻入。而著膜原。疫邪流行。嗅穢氣者即病。邪自口鼻入。或有之。其著膜原與否者。鑿空臆度而已。況傷寒何以不能自口鼻入。溫疫何以不能從皮毛襲邪。吳氏又何以知其所以然邪。可疑二也。又云。

臨証悉見。溫疫傷寒。百無一二。張長沙餘二百宗族。不出十年。死亡者三之二。而傷寒十居其七。何其言之冰炭相反邪。噫長沙之說果是。則吳氏之論非。可疑三也。蓋吳有可矯明季醫家溫補之弊。主張寒涼攻下。別為一家言。是以其論過激。不覺陷於偏見耳。或曰。如子所言。溫疫論無一可取乎。曰否。吳氏用承氣湯。緩急有節。圖轉如意。可謂長沙已後一人矣。善讀善熟。以運之於理療。則可以羽翼陽明編矣。世有一等醫人。不問寒熱與虛寔。見些少腹滿。則放膽與承氣。承氣不足。繼之以紫圓。人死則曰毒已盡矣。死生吾所不知也。視之吳氏用承氣。其巧拙之異。不啻霄壤也。平安最里公濟著溫疫論按注。乞叙於江都醫官粗識文字者。大田南畝介新樂閑叟。求余一言。以題卷端。取而閱之。考證詳密。鑿々可據。余也資性愚直。不能枉所見而媚人。亦不能拒其請也。乃舉平日所疑於吳氏。以為之叙。公濟深信吳氏者。目余為外道。罵為野狐。以是叙畀丙火耶。將以為佗山之石可以攻玉。刊而行于世歟。未可知也。夫長其所長。而短其所短。不因名高而眩惑。不以雷同而掩拙。則千載之下。求忠臣于吳氏之門。為余屈一指。亦未可

知也。

文化八年歲在辛未夏六月

江都侍醫法眼兼督醫學事杉本良仲温

○定林寺

除地

御書出寫

定林寺

寺領之事

玄蕃高三石六斗六升貳合

今高合八石六升

以上

右者如田中代被下候間可有

御所務所如件

元和七辛酉二月廿六日 松倉豐後

三池郡

定林寺

玄蕃高三石六升貳合

今高合八石六升

玄蕃高今高之譯相知不申候全八石六升にて寺務致來候當時之除地高に御座候

右之通相違無御座候以上

筑後國三池郡今山村

文化四年卯三月

定林寺印

○天明七年番頭心得違一件

一天明七未年正月十五日水上美濃守月並出仕之節部屋にて小堀河内守申候者明後十七日大久保下やしきにて藝者寄合いたし候間美濃守亭主いたし候様申候度々の事故不得止承知之旨致挨拶退出有之其夜水上方へ神田佐柄木町桃川山藤と申仕出し料理いたし候者小堀より差圖之由にて獻立書持參いたし候間納戸役之者へ逢申度旨申込候故納戸役之者逢候處最早深夜に付明朝參候様申候て獻立書者留置候

一翌十六日朝五時頃水上方へ桃川手代參候處彌明十七日出會有之候間獻立之通申付候入念候之様可致旨尤大久保下やしきにおゐて寄合之積ゆへ屋敷所附知れ次第可申遣段申聞手附金願候間則金貳兩右手代へ相渡申候扱大久保かたへ明十七日御下屋敷借用いたし度旨尤此段先達て小堀方より委細申達置事と存候段納戸役之ものより大久保納戸役之者方へ申遣候處返事に申來候は下やしき之事明十七日故障之儀有之候間御斷申候由依之小堀方へ明日

藝者寄合之亭主手前にて可致哉諸事不案内に候故内々問合候之旨小堀納戸役之ものへ申遣候處大久保下やしき手狹に付斷之由何れにも下やしき體之所にて寄合致し度段尤向方より可被申越旨挨拶有之候其日水上登城能勢も登城内藤は助詰番にて登城能勢は度々催之亭主被致候故諸事相頼可成候は、先此度は延引致度と相頼候處小堀より能勢方へ直手紙にて藝者寄合之儀大久保下屋敷斷候故先明日は延引可致哉水上も罷出候て得と相談致候様にとの趣手紙參候由能勢申聞候間此節甚不都合之時分一向に金子も出來兼候間先致延引二月末頃相催度段吳々頼候へ共能勢内藤達て明日宅にて催し候様申に付左候は、明日宅にて寄合可申旨挨拶いたし内藤は退出より小堀方へ參談候由右兩人と遂相談退出有之

一同日夕方小堀より納戸役之ものを以水上へ彌明日七時より參り可申旨申來候間彌明日御出候様挨拶申遣同日小堀水上も泊り御番にて有之御座敷内にて小堀申候は明日は忝存候彌參上可致候併何も御馳走は御無用之由申候

一正月十七日佐柄木町桃川山藤へ彌今日寄合有之候尤やしきへ七時頃何れも參候間其心得にて參り候様申遣八時前に山藤仕出し之品持參料理人勝手働之者七八人召連參候間臺所を明渡し遣候處八時過青山邊出火有之三番町へも風筋不宜候に付道具片付土藏仕廻家内之もの立退候支度之手當山藤も可歸哉と申候然る處少々風鎖り候之故先見合候内七時頃藝者五人率領乗物四人駕籠にて都合拾九人罷城裏門より中之口へ乘込能勢家來差圖にて參り候由申之今晚駕籠之者下宿申付給物支度も申付駕籠代查疑に付七百文宛請取度旨申之且藝者之儀も四ッ過候は、一人に付座敷料壹分貳朱つ、申請度段率領之者申聞納戸役之もの立合何れも御客御慰に被召呼候之故入用には不拘候間何分大切に相勤可申旨申付小座敷へ通し置候

出席之分
 小堀 大久保 酒井 能勢 三枝 小笠原 内藤
 水上
 右之面々參會有之
 一七時頃三枝は羽織袴にて忍び供にて來る間もなく

内藤同様之趣にて參り直に居間へ通し置亭主水上繼上下にて出挨拶有之兩人被申候は只今之内一獻給度よし申候故口取一つにて酒を出し藝者五人も先刻より參り候之由申候は是へ呼候へとの事にて座敷へ出す少し間有て小笠原能勢繼上下にて參り候則右之席へ通す

一 小堀方之納戸役之もの參り水上納戸役之ものへ逢今日は出火にて此邊風筋も不宜候間御延引も可被成哉何れも様にも未御出不被成候哉と聞合候様小堀申付之由申候に先刻より皆様御出被成候何卒早々御出被成候様に及挨拶候左候は、早速參り候様取計可申旨にて罷歸り候然處六半時頃迄小堀不參候間追々迎出し候様三枝初みな、度々被申候間無是非納戸役之者迎に遣候無程小堀火事羽織着之忍び供にて參り候酒井大久保追々同刻頃參り候三人共與へ通し候客揃候間亭主上下を取候様申に付則上下を取然處大久保之用人參り主人へ逢度由申候に付大久保家來へ逢候て大久保は早めに歸り候由に付用人を留置候て小座敷へ通し吸物酒口取等出之

一大久保は併ぐわし小重に入持參有之尤右菓子を三枝亭主へ狹み被出候處水上酒給候中故後程給べ可申と脇に置候處大久保申候は粟まんぢうは持參不致候酒之中にても是非被給候様申私云此頃粟饅頭の形あり亭主給候跡は無禮につかみ出し藝者杯へ投げつけ大久保はとかく佞奸なる儀共を申懸け能勢も三枝も色々悪口雜言小堀内藤種々之雜言被申候大久保能勢三枝内藤膳部家具之類追々に打こわし爲馳走繪師壹人呼寄置候間拜領之繪具皿かざり置候處取出し四五枚打こわし水鉢猪口之類雪隠へ入被申候今日青山邊出火風筋不宜候間具足箱床脇へ出し置候處大久保能勢三枝三人にて取出し可申様子に付御朱印等入置候段申聞候處御朱印杯は不用之ものと内藤被申候て具足は取出し不申候夫より床に有之小鳥を庭へ返し庭に有之水仙杯を植置候鉢打こわし石臺など投出し手水鉢手拭之類迄ことく庭へ投出し椀皿猪口盃等數々之品投出し打こわし先代拜領之手あぶり火之儘庭へ投出し飛石にてことく打こわし此節内藤寐入居申候大久保は此酒には醬油入候哉是迄には給べ不申候由小

堀は此酒は新酒くさく候と申候て給へ不申自分之宅へ酒を取に可遣と申納戸役之もの早々取寄候て差出候都て膳部は山藤持參之道具損候品數々有之其上硝子のこつぶ一つ紛失申候度々明りをけし申候て紛失之品不相知候大久保は飯椀へ大便三枝は茶椀へ小便いたし候右飯椀之大便三枝と小笠原と兩人箸にてはさみ所々へ投出し申候大久保は亭主の脇差之柄へ吸物之味噌汁をかけ申候右之席々の障子を大久保能勢三枝内藤一所にやぶり其外器物を數々打こわし飯汁酒何によらず蒔ちらし火鉢之火取出し壘を所々こがし申候能勢三枝膳椀の上を不構横壁へふみちらし三枝は茶座敷へ參りにじり上りより庭たゞき土へ小便をいたし手水鉢之邊へも小便たれちらし懸け物をはづしもみちらし置候一
大久保は九半時頃歸り被申候内玄關より裏門歸り被申候尤暇乞之挨拶も無之用人共へ宜と計也詰居候用人を供に連歸り申候小堀能勢三枝申候は是より吉原へ參り候とて勝手用人を呼出し駕籠七挺申付候得共六挺申付呼寄せ置候亭主にも參り候様申候處明日は對客に罷出候由申候得ば能勢三枝夫よ

り彼は惡口雜言申候夫故吉原へ參候事は沙汰なしに相成候残り六人之客人供之者内玄關へ相廻候處三枝申候者裏門は葬禮か掃除之者より外は出入無之もの故此方は表門より歸り可申と申表門通り供を廻し玄關より歸り申候也右客人被歸候跡にて居間縁頬之邊には足袋下帶等落有之候右之通言語同斷法外之酒宴に見へ申候前々より此寄合之席は右之通に候哉と山藤手代并藝者之宰領へも有様見せ候處山藤などは此くらい之事と不存面々奉恐入候と肝をけし右之者共明七時過引取候

飯田町
小堀河内守
山王水田町
大久保大和守
飯田町下
酒井紀伊守
濱町
能勢筑前守
小石川御門内
三枝土佐守
濱町
小笠原播磨守
西之久保
内藤安藝守

三千石

三番町 水上美濃守

未二月廿四日

御書院番頭

小堀河内守

名代 小笠原上總介

大久保大和守

御役柄不相應心得違之儀有之趣相聞古くも相勤候得ば別て可心附處無其儀不束成事に候依之御役 御免差控被 仰付

御書院番頭

酒井紀伊守

西丸御書院番頭

水上美濃守

名代御徒頭

御小性組番頭

内藤安藝守

能勢筑前守

三枝土佐守

小笠原播磨守

御役柄不相應に心得違之儀有之趣相聞不束成事に候依之差控被 仰付之
右松平玄蕃頭殿御宅にて御同人被仰渡

一同四月廿九日右之面々差控 御免之旨酒井飛彈守殿御宅において被仰渡之

能勢筑前守計罷出其外名代御先手罷出候由

六歌仙

河内

座敷へは無用の札も間にあはず

小ほりくくと鉢へ小便

大和

水上てたれちらしたる永田ば、

うき名流れてまりがくるとは

筑前

三味線に能勢てけちらしふみくだき

筑前わんも皿もさはちも

播磨

小笠原流かまらねどおどり子の

面をばりまのよいお客ぶり

土佐

ぬたあへの馬鹿のぬき身を提げて

障子ふすまもぶつ切た土佐

美濃

是はまあさりとほむごひ同役や

わが美濃うへになりて水上
 ○天明七未年米相場米價高
 一 天明七年丁未六月廿七日米相場書上げ
 浅草御藏相場

一 午美濃米	但	四斗七合入
一 同豊前米	同	五斗五升六分がへ
一 同播州姫路米	同	四斗七合入
一 一加賀米	同	四斗七合入
一 同丹波米	同	四斗八合入
一 同三州米	同	四斗七合入
一 同和州米	同	四斗七合入
一 同播州米	同	四斗七合入
一 同美濃米	同	四斗七合入

右之通御座候以上

未六月廿七日
 三右衛門印
 數右衛門印
 一 天明七丁未年五月御張紙百俵に付五拾貳兩御藏米
 相場百拾七兩位より百八十九兩位迄日々上る
 小賣白文に三合或は貳合五夕ぐらい米商休候も

のも有之依て江戸町々米屋并酒屋餅屋之類迄米所
 持いたし候もの共之分何ものとも不知大勢集り同
 月廿日之夜より左之通打潰家財商物等不殘打破往
 來一面に引ちらし有之廿一日より小賣白文に五合
 外に大豆貳合づゝ添て賣候由十七日十八日百八十兩十
 九日百三十三
 十九日盡
 一 大門通米屋へ大工壹人三百文持参いたし米調度旨
 申候處賣候米無之旨段々申募右之買手を見世之者
 打擲いたし候に付右買手五十人程申合同日夕方右
 米やへ参又々三百文米可調旨申候處最前之通申聞
 又候打擲いたし候體に付大勢踏込米屋之亭主引出
 し打殺所々へ逃去候由
 一 永代橋米屋も打潰し候由
 廿日之夜五時頃
 赤坂火消 いせ屋茂兵衛 表傳馬町 家敷不知
 やしき前 赤坂一ツ木 いせや甚兵衛 松屋 丸屋 餅や 和泉や
 酒屋 田町三丁目貳軒 四丁目三軒 五丁目壹軒
 新町新店貳軒 鈴ふりいなり前壹軒
 一 右之節所々火消やしきにて出火と心得出る

廿二日之夜五時過より夜明けかけ
 一 加納や傳六 四丁目 山田や金藏
 五丁目 井げたや文藏 六丁目 同 源藏
 七丁目 いせや仁兵衛 八丁目 同 吉右衛門
 同 丹波や平兵衛 同 酒井や覺右衛門
 同 加納屋次郎兵衛 貳丁目 松屋長兵衛
 同 いせや次郎兵衛 同 遠州や仁兵衛
 九丁目 近江や次助 十一丁目 松屋清兵衛
 十二丁目 いせや吉兵衛 十三丁目 尾張屋甚兵衛
 同 山田屋又兵衛 三丁目 和泉屋又兵衛
 此内屋根の上へ大なるへつ、
 あげ有之候を渡邊伊兵衛見候由
 夫より淀橋水車之所迄四谷通り米屋共不殘
 一 市谷田町より火之番町牛込揚場通り築土傳通院前
 豊島や茂兵衛御用挑灯建候處見世先にて大勢手を
 打一向手出し不致通り候由水道町御たす町邊米
 屋共打潰
 一 市谷火之番町うなき坂下米屋土藏土戸其外隣之店
 戸迄打こわし有之
 一同所田町通り出候所之みそ屋にて米春候所桶共山
 のごとくこはし味噌大豆米等夥敷有之廿二日之朝

通がけ見申候
 ○ 蠣殻町銀座
 享和元酉年七月廿日記
 一 銀座常是共先達て地所引替に相成候蠣殻町座方普
 請出來明廿一日迄座人共爲引移廿二日より右場所
 におゐて上納貳米判并通用銀改包爲致候旨銀座掛
 り御勘定組頭田口五郎左衛門より達來る
 ○ 小瀬復庵書 外國へ金
 一 外國へ金銀出申候儀長崎一口迄のやうに皆存候へ
 ども朝鮮琉球へ毎年 公義を歴出申事有之候銀每
 歳二千貫目宛朝鮮へ渡申候琉球へは八百貫目宛渡
 申候十ヶ年に正銀貳萬八千貫目外國之貨に成申候
 先年御吟味之事にて能承候に慶長以來外國へ露顯
 之上にて相渡候吹出銀十分之内七八分も相渡申候
 金子は夫に合せ候得ば相渡候所すくなく御座候由
 被申候以上
 十一月朔日 小瀬復庵
 右名山藏書簡の中にあり加賀所藏白石と贈
 ○ 大般若經
 大般若波羅密多經卷第四百一十八

應永卅四年九月廿日於武州多西郡山井郷大幡寶生寺書畢

右間宮氏所藏

金剛佛子明鏡

○女化原由來の荒増

水戸海道若芝宿の東大なる原あり號て女化原と云、其廣大なる事際も見へ侍らず、其原中に僅の松山あり、大木繁りたる中に少なき稻荷の社あり、其側に女化稻荷の碑あり、往昔筑波郡栗山村大德覺右衛門といへる者、此原を通りしに、うるはしき女たゞ獨來れるに風と行逢、其様いぶかしけれど言葉がらやさしければ、我家へ連歸り妻となし、家業もよのつねならずかせぎし故、夫婦中むつまじく暮しぬる中に子をまうけ、其子十二三歳の時母の姿風と狐の形に見へければ、驚き父の覺右衛門へ告まらせ候に付、母は正體見顯はされ耻ヶ敷として此原に歸り行衛まれず成候由、夫故に後年碑を建けると云、施主利左衛門利の字迄は能分り候得共、跡は難讀利左衛門にて候哉、又覺右衛門の名乘に候哉、利左衛門に候は、覺右衛門子にても有べし分がたし、右覺右衛門は今に代々覺右衛門とて顔永にて口とがりたり、狐の子

孫故にや侍ると村夫の物語いぶかしけれど、其邊の者共數人の申口同じければ正説ならんか、殊更右之碑もあり、原名も女化と云、狐の子孫もあれば慥なるべし。

右は關宿藩中共より差越候由池田正樹より借得て寫之庚午六月七日

○寛文八年日記寫

一寛文八年申二月朔日ノ出火ノ火本ハ酒井修理大夫忠直家來阿部傳大夫ト云者也

但牛込ノ下屋敷ニ住ス

一同月四日辰ノ刻ノ出火ノ火本ハ四谷伊賀町ノ久保五郎兵衛也

一同日未ノ后刻ノ火本ハ下谷車坂修禪院也

一同日酉ノ下刻ノ火本ハ麻布山内右近大夫豊置家吉瀧兵右衛門ト云モノ也

一同月六日ノ口下刻ノ火本ハ小日向新築地小十八與澤兵左衛門組ノ與頭青木市左衛門也

寛文八申ノ年二月朔日ノ類火ニ逢テノ狂歌

こゝかしこ尻やけるの歳なれば

居處もなく遊まはる哉

春の火の焼跡みれば犬の顔を

赤めてどこへにげざるの歳

お仕置のにされる御代の例には

ながれの末に多き泥坊

あほう風土屋板倉やまとぶき

うたてやみのは火事のたき付

風吹ば起つ轉びつ火の廻り

夜半にや人の火事といふらん

よき土藏さすがに掛けて頼むには

焼るもつらし焼跡もうし

一同八年四月廿二日

於評定所式日之寄合の時

伊勢 内宮 外宮 御師 公事の捌相濟

覺

伊勢外宮師職久保倉右近と内宮師職佐八掃部就檀那論兩宮之年寄共召寄之遂穿鑿之處に外宮年寄共申は古來相傳之檀那以才覺不可奪取之旨 御朱印之御文言は兩宮通用之事候故前々奉行人以其趣裁許在之證文數通出之候内宮年寄共申候は内宮外宮御神體各々に付て右御朱印之御文言内宮は内宮仲

間外宮は外宮仲間にて不可奪取との御事に候其子細は兩師職の檀那も數多在之候是を以各々之證據之由申之兩師職之儀外宮へ相尋候之處檀那信仰之上は不及是非其通にて指置候之段師職方以才覺不奪取之儀法式之由申候雙方之心得雖爲各別共以非不謂儀兩宮神慮は不可有隔候間不及異論自今以後通用各々之儀は任願主之信心或一人師職或可爲兩師但兩宮之内離古來相傳之師職新規に屬一方檀方雖在之從師職申斷之檀那に不可仕之若此趣於違背は可爲曲事右近儀宇都宮領古來相傳之檀那之由雖申之右近證文は天文十年也掃部證文は永正十一年也然ば掃部證文は三十一年以前其上兩師職之儀は爲檀那心次第之條不及異論尤可爲兩師職者守此旨至末代迄不可致違犯仍爲後證如此雙方へ成下知もの也

寛文八戊申四月廿二日

丹後桑山

甲斐加賀爪

山城小笠原

内膳板倉

但馬土屋

右同文言ニテ外宮年寄共へも一通渡之桑山丹後守は伊勢山田奉行加々爪小笠原は神社奉行殘四人は御老中也

○藤枝外記一件

一高四千石

寄合 藤枝外記 二十八歳

京町二丁目

大釜屋

久右衛門抱遊女

綾

十九歳

去八月十三日豊島郡千束村百姓平右衛門宅にて相對死

外記 綾 十九歳

其方儀外記遊女綾絹相對死致候段家來共申聞外記に候旨申立候ては家に障り候間家來辻團右衛門之由檢使へ可申立段用人尾崎郡兵衛申之相違申立候

ては如何に可有之旨申聞候所有體申立候ては家に障り候義歷然候段申聞候共有體爲取計親類えも申聞早速可申立處無其義家斷絶致候義歎敷家來共申旨に任せ外記死骸を團右衛門に候由相違爲申立候段對公儀不束の義に付依之親類共へ相渡押込申付

本光院 四十九歳

右同斷申渡

外記用人

尾崎郡右衛門

波邊縫右衛門

中小性

三

人

右親類へ相渡押込申付者也

江戸新吉原

京町貳丁目

大釜屋

久右衛門

同人召仕

庄

助

江戸町二丁目

清兵衛店

茶屋

彌兵衛

過料三貫文ツ

無構

同人召仕 兵衛

千束村百姓

平右衛門

家内不殘

右於評定所久松筑前守曲淵甲斐守伊藤伊豫守立會筑前守申渡之

○法勝寺古瓦

法勝寺古瓦之記

古昔平安城之東郊白川之邊。有六勝寺。所謂法勝寺。勝最勝圓勝成勝延勝是也。就中特以法勝爲第一也。其地則忠仁公良房之邸也。故號公爲白川大臣也。承曆皇爺亦居于斯。因以稱白川法皇也。後遂爲佛寺。而未詳其開基爲孰者焉。寺始名大毘盧舍那寺。僧都濟覺更名爲法勝寺。拾芥抄云。承曆元年十二月十八日供養。皇爺行幸焉。又榮花談有寺中建堂之事。則其舊者可知也。又考扶桑略記及吉記中右永昌百練等諸抄記。則寺有金堂講堂法華曼陀五大八角常行彌陀藥師不動之諸堂焉。八角九重之大浮圖。則安金色八尺五智如來。其壯觀當時大名于都下焉。其它樓觀門廡。輪々然煥々然者可想也。惜哉中葉兵燹連年。

悉皆爲鳥有。而其陳迹亦漸盡矣。嗟乎陵谷之變。桑海之感。未如之何而已矣。今也岡崎邑荆棘之中。寸有諸堂之名。九重塔趾。則在于邑南之凸處。土人號塔壇也。五大堂跡。亦在其北矣。有人于斯乎。做北村長忠。自耕于隴畝。以樂業。悠悠然活計矣。固一良農也。頃者掘夫塔壇之地。而上棟一瓦。其精巧古色。實千載之物。爲法勝之瓦者。嚴乎不可疑焉。於是乎摩磋以自珍焉。人亦奇焉。其事傳播四方。遂王門相家以降。至好事之士。觀之以愛玩者。不翅拱壁也。長忠使觀者詩之歌之。或請書記圖畫以徵焉。積而累々乎。於是裝飾而爲卷。韞匱而藏諸。以傳于後世子孫云。

皇和天明五年乙巳春花朝江東彦根前文學伏水龍公美撰

難波正三位前大納言藤原宗城卿

法勝寺前權大納言爲家

君が代に法のすぐるゝゑるしかかな

光さしそふ西の月かげ

中院大納言通古卿

久かたの空にも雲の残りなく

法勝寺の古瓦を月影と名づけたるを見て

書博士保考

古にあふぎし西の月かげや

今もかはらのなにのこるらん

富小路三位殿

久隆田間遺舊時。即今鋤得入新詩。化城棟宇幾爲大。片瓦不怡堪捧持。

聞説保元兵燹辰。雲樓飛閣委灰塵。尙餘片玉當時瓦。鋤得田間千古新。

右題法勝寺古瓦二絶

白鷺堂主人書

町尻三位殿

東郡昔開古梵宮。玉鑾遺響颯林風。猶餘陶瓦西山月。斜影入歌一片工。

右題法勝寺古瓦

藤景原草

廣橋大納言伊光卿

或人藏法勝寺古瓦一枚。遍請諸家之鑑賞。來又求予。嗚呼此瓦也埋没于曠野之中。幾歷星霜。不欠不壞。完好以見于今。固可珍也。繇此觀之。昔時堂宇門廊之巨麗。亦可以想也。然瓦礫豈可以鄙乎。

題法勝寺古瓦

大僧正良胤

香臺古迹鴨水邊。物換星移歷幾年。拾取草間當日瓦。可憐一片至今全。

庭田中納言重嗣卿

月影のいたらぬ里はなけれども

ながむる人の心にぞすむ

月影と名をおほせし法勝寺の古瓦を見て

甲斐權守加茂季鷹

古にかはらぬ月の影を見て

かつこひかつはあはがざらめや

題廢法勝寺瓦

法東適妙心寺東

法勝何年廢。空留一片瓦。韞藏非待價。好古古人情。遺物千秋今此傳。遙經猛火仰風烟。本云瓦礫雖無賞。亦是建安過漢年。題法勝寺古瓦隆建印

右鷺尾大納言隆建卿

觀法勝寺古瓦

觀齋

蕭寺已荒廢。古墟見狐燐。空留一片瓦。猶問昔時春。古瓦長サ一尺二寸三分 厚サ前二寸五分 重サ貳貫百目 洛東岡崎村

一條殿御家領の地堂筋といふ處はむかし法勝寺の

いとやさしく爲家卿の古歌も今更まのばしく跡を月影と名づけ候は、おもしろく候半んかまかし持主の心にまかせ候へかすとぞんじり、かしく

西むら

松浪

意庵さま

人々

○佚存叢書

佚存叢書卅三番船へ買請被仰付度願真物和解

高橋作兵衛

福田十郎右衛門

佚存叢書祈照左開之數給付進館是感

計開

一前中後佚存叢書 二部 計六套

以上該銀在本船四分銀内扣算

丑三月

丑三番船具

佚存叢書左之通爲御買館内へ御渡被下度奉願候

覺

一前中後 二部 但六套

右代銀本船四歩銀より御引取被下候

丑三月

丑三番船

舊跡にて祖父以來農業を勤む、一とせ天明三癸卯年二月はからずも此古瓦を掘出す、尋常のものにしもあらねば、好事の人々にも一見におよびしかば。法勝寺の古瓦ならむとて高貴の御方々の尊覽に入奉り給りしに、めづらしとの御感を蒙、御歌或御添文など下し給、まことに身にあまり有がたく恭さを聊記し侍ぬ

天明四甲辰年

北村長忠

九條殿

法性寺古瓦

攝政殿入御覽候處珍敷品不淺御満足之御事に候仍之迫而御銘可被下御沙汰に候條先方へ此旨相傳可被置もの也

鹽小路内藏權頭

天明三卯年九月

光貫書判

奏治郎太殿

有栖川様

法勝寺の古瓦并に記事添歌かすく御覽入られ珍敷物またく御なぐさみになり、

宮様へも御らんに入ら、ま事に賤の男のまわざ

附札

書面伏存叢書六部丑三番船四步銀を以御買せ被仰付度願之趣相調候處右者是迄之直段を以追々買請被仰付候儀に付此節之儀も本船四步銀を以一二三篇にて都合六部買請候儀願之通可被爲成御免哉に奉存候則代銀積り左之通御座候
丑三番四步銀を以相拂候分
一 伏存叢書一の篇より三の篇迄 六部

此代銀諸雜費共貳百拾六匁八分

- 一ノ篇貳部 但壹部に付三拾三匁七分
- 内譯二ノ篇貳部 但同斷 三拾七匁五分
- 三ノ篇貳部 但同斷 三拾七匁二分

丑三月廿六日

野口長右衛門
河野甚一郎

○オランウ、タン

今茲壬子秋和蘭船上彌猴ノ族ニテ全ク人ニ似タルモノヲ齎ス、呼デ「オランウ、タン」ト云フ、余ニ其説ヲ傳フルモノ二三人アリ、而モ尙未ダ聞見セザル所考索ニ由ナシ、李東壁猴族ヲ集録セルモノ多シトイヘドモ此物ノ形狀アルモノヲ載セズ、浪華ノ兼葭堂



主人亦長崎ノ信ヲ得テ此物ノ舶來ヲキ、近口余ニ書ヲ致シテ其説ヲ問フ、余因テ和蘭諸書ヲ搜索シ偶々「ボイス」ヨンストニス」ニ七ノ書中ニ於テ其圖説ヲ得讀テコレヲ詳ニスルニ、亞弗利加洲中及印度諸國ニ産ス、其地方人形ヲ爲ス猴族三種ヲ出ス、其一ヲ「オランウ、タン」一ヲ「サーテル」、一ヲ「バヒア」、一ヲ「トイフ」、一ヲ「ボイス」ノ書中其圖説ヲ載ス、頃池永兎洲長崎ヨリ歸リ、彼地ニテ其物ヲ自擊シタリトキ、タレバ、往テ其親シク見ル所ヲ問フニ、和蘭書中説ク所トハ頗異ナリ、其説ニ曰ク、七月廿三日譯司中山氏ニ從テ出島館中新加比丹某ナル者ヲ訪ヒ請テ其物ヲ見ル、着岸以來病メルコトアリトテ樊籠中ニ被覆シテ臥シ居タリ、病苦呻吟ノ聲齊シク是猴ナリ、全身毛至テ薄クコゲチャトモ云ベキ色ナリ、長キ毛ノ間々ヨリ皮ハ灰色ニ見ユ面體稍人ニ似タレトモ目ハ上ニツキ、鼻ハ扁平ニシテ口へ被リ、額ハ人ノ如ク尖ラズ、手足常ノ猴ニ比スレバ稍長シテ人ニ近シ、病中ユヘ親シク見ルコトヲ得ズ、加比丹藥ヲ與ヘタレドモ得飲マザリキ、無事ノ時ハ馴擾シテ能ク人意ヲ解シ、酌ヲ取り茶ヲ運ブ等ノ用ヲ辨ズト云フ、全

體情態甚ダ猴ニ似テ人ニ遠シトナリ、此物印度地方熱國ノ産ナレバ此方ノ涼氣ニ堪ズト見ヘ、病日ニ篤シテ終ニ斃ルト云フ、崎人コノモノヲ呼テ山童トイタルヨシ、來春進獻ノツモリニテ持渡リシヨシナリシガ遺憾ナルコトナリ、余今蘭書中所載ノ説ヲ讀ムニ精審ヲ盡サズ、且今茲舶來ノモノトハ稍異ナリトイヘトモ、姑ク「ヨンストニス」ノ集説ヲ譯シ「ボイスニ」出セル圖ヲ摸寫シ、好事家ノ問ニ答ヘ、和漢無キ所ノモノナレバ兼テ博物ノ一ニ充ツト云爾
寛政壬子季冬 晚港 磐水子述
容斯東私獸譜第一百十五葉猴族圖説ノ條ニ麻兒計爾不鹿斯人曰、猴ノ異種ニ全ク人ニ似テ行歩スルモノアリ、東方諸國ニ産ス、呼テ「オランウ、タン」ト名ク、向キニ「フレデリキ」ヘンリキ「トイヘル」ブリンス「ハン」オランギイ「和蘭國王」ニ獻ゼシコトアリ、コレ安臥刺ノ地ニ出セルモノナリ、丟里必烏斯人ノ所謂「ホモセイイン」ヘストリユス「トイフ」ハ此物ナリ、即「ボスメンセン」此翻「女人トイフ」ノ義ナリ、蓋一種ノ獸類ニシテ其長ケニ歳バカリノ小兒ノ如シ、體ノ太サハ其六分ノ一アリ、瘦シニテ肥厚ノモノニアラズ、就テ此

物ヲ審ニスルニ其性強勇ニシテ輕捷ナリ、且筋骨關節強緊ニシテ能ク負任ニ耐フ、全身スベテ滑澤アリ、其中後身ハ粗ニシテ黒毛ヲ生ズ、面貌全如人但鼻扁平ニシテ鈎曲スルノミ、且皺皺多シテ能ク老婆ノ面色ニ似タリ、耳ハ其形甚人ニ異ナリ、牡ハ乳ナシトイフ、今所見ハ牝ナリ、胸ノ兩傍ニ乳房ヲ具ス、臍アリ、但平陷ナルノミ、手足關節屈伸ヲ爲スコト一人ノ如シ、然レトモ臂ヲ膊ヘツケ指頭ヲ腕ニヨセルコトハ人ノ如ク自在ニナラスト見ユ、指ハ拇指トモニ皆人ノ如クナレトモ甚細小ナリ、足又人ニ似テ腓腸及跟踵ナシ、然レトモ時々能ク豎行ス、唯負荷テ道ヲ行クトキハ跟ノナキユヘ甚進ミガタキ體ナリトイヘリ、其子ヲ生ズル常ニ一子ナリ、每産必ズ然リトイフ、彼レ渴シテ水ヲ飲ントスルトキハ、一方ノ手ニテ耳下ヲ保持シ、一手ニテハ棒ヲツキ、腰ヲ屈メテ呑飲ス、又唇ノマハリニ粘物ツキテスレタルトキモ右ノ如クシテ手ヲ以テ洗取ルトナリ、寢ルトキハ頭ニ枕ヲ爲シ、全身ニハ物ヲ被覆スルコト亦人ノ如シ、サムバク名地王ノ説ニ、此物性勇壯戰陣ノ兵士ニ從テ能ク行走ストイフ。

又一説ニ曰、此物働モスレバ婦人ニ淫ス、故ニ誤テ婦女子ヲ盜ミ取ラル、コトアリ。
 ベテツリキニスレノ書ニ曰、此物「グイネア」ノ地ニテハ僕從ノ如クニ使フト云、或ハ白ツカセ、或ハ川ヨリ水ヲ汲セ取ルノ用ヲナストナリ、其水ヲ壺ニ汲ミイレ頭上ニ載テ速ニ家屋ノ戸前マデ持來ル、時ニヨリ其壺ヲ誤リ墮シテ打破スルコトアリ、土人呼テ「バアリス」ト云フ、多肉肥大ニシテ甚強壯ナリトナリ、
 ○古金墨摺



巴小判

十三元小判

慶長



千両町



本蘭

同軍中判

右印ありテ
近藤吉清集

○太郎稻荷

一享和三亥年夏のはじめより、淺草中たんぼ立花左近監將殿下やしき内に太郎稻荷とて靈驗利生あらた

なりとはやはりはじめ、同年冬の頃盛んに參詣群集、翌子年にいたるまでおとろふる事なし、あまり參詣多き故、後には一月に三日午の日計參詣をゆるし、他日は一向參詣禁せらる、されども右屋鋪より切手を受たるものはいつにても參詣自由なれば手をもとめて此切手を受くるもの多し。

○叶福助

一同亥年冬より叶福助の人形流行。

○市川團十郎

古役者評判記に



市川團十郎

△此人登られたるを書事いかなれ共、げいよりはすぐれて名の高き事ふしぎに妙をえたる人なれば、世上のことばにのつとつてのみ書か、諸げいあつばれ世かい一つにあつかたまりてせむるとも此公平のうでに力はおぼゆると、うんとふんだるちから足にはけんろう地神も店がゑし、あつとこたゑし大おんはしゆみの四州もゆるぎわたりてこきびよく、むか

しの坂田はおとにのみ是當代世の中の人をおびやす
あら人神、天にも地にも我ひとりとその名はあなた
雲の上迄かくれ御ざらぬと、つね／＼立役のさい市
河と付しもほんにくからず、石打わらんべひや水
うりも候まやくのそこに付るや三升紋所是市川のも
んなりとしらぬ人こそつて一人もなしと去人の云
り、いか先評に書りしことくらんもゆゑば云るゝも
のなり、去ながらいかづちのおちりたるやうなあ
らきひやうしことにはいかなるものもひやうしす
れし人とはむれ共、さしてひやうしすぐれすまにあ
はさるゝ故是上手なり、ぬれ事よからず、武道じつ
事の愁たんにはいかなるやつこもなみだ、しかし此
人のくせがつかざるべいこづくべいといわるゝ事大
にげびたり、さすが三國市川と名のる人にはさりと
はにあわす、しかしたれも此人程まねたまへかし公
平時宗はんくわいななどのあらしき事面體に思ひ入よく
つかはるゝその品妙なり、いかさま此人は佛神をい
のり給ふか四座にあまたの名人有中に此人計すぐれ
て當ふうの人のきかない給ふは扱々仕合なる人か
な、他國はしらす江戸にておし(此間闕)

すいぶんかたし、一座のうるほひしうたん名人あい
役の子供立役共に袖をしぼらるゝ事多し、太刀打不
得てしかし物のかしらと生れては自しん手はおろさ
ぬものと思召にかあふかたのあく人おばにらみころ
し給ふとの取さた、いかさまわたなべかけきよ今川
などのぐんき第一の侍となり給ひ、すり立のもみひ
げの様さもありつべしていに見ゆるひやうしなし、
有人申けるは此人のせりふあまりゆう／＼として毎
／＼はやきかたきに打むかい給ひておのれすいさん
なるやつめが有ものかなまつたくきよしよはさらせ
じとかたなのつかに手をかけ給ふ間には五六町もに
げのびん事心やすかるべしと云り、いやはやにくい
やつめがあるものかな。

以上

此次ニ京大坂江戸來ル顔見ヨリ出ル新役者分追付
出ス爲板行ノニ名計書出ス者也
右役者付銘書之上ニ丸有之ハ無評ト可レ知

上文闕

御宇に弘法大師はじめて少人の召仕給ふと云り、中
頃永祿年中になごや三左衛門と云もの、おくにと云
白びやうしに密通して歌をうたはせ舞をまはせし
が、佐渡島與惣次と云ものはを見ならひ初て京北野
にてぶたいをかまへ、まひをまふ、是かぶきのはじ
まりなり、なごやが召仕に勘六とてかろ口有、是を
さるばかと云けるが、さる若と名付て今のさる若か
ん三郎が祖祖父是江戸かぶきの根元、是より作り狂
言を仕出し、女方若衆方立役かたき役くわしや小つ
めどうけとそれ／＼に仕くみ諸人の心をなぐさむる
と云々

作者



さかい町横通り 土佐屋與兵衛
板木屋庄右衛門開板

○あまつそら

私云易云天カミキ

くすしのとむらひてかたらふを聞けば、此ごろ東の
たいにもものけの侍りてをうなの髪さられたり、か
うやうのこと世にもおこなはれ侍るといふを、さる
ことはをこのものいひのしるわざにて、まこと
にはあらしと聞すぐし侍りし、その夜又人のとむら

ひて大みきくみながしけるに、いぬきがあらぬこそ
あやしけれと聞へければ、よべよりつばねにありと
聞ゆ、まらうどのまうで玉ふにかゝるわたくしのい
となみこそうしろめだけれと刀自がいましめをもえ
きかださて有けり、よふけて刀自がつばねへきたり
人／＼はやふしたまひぬおこともふしねといふに、
おどろきていぬきもかはやへ行ければ、刀自はおの
がふしどにいりにけり、やゝありていぬきが聲して
あはやとさげべども例の翁丸がものむさぼりに来る
なめれとおどろかた、刀自はかうより火ともしつ
かしこへ行て犬きがたへいりたる、かたへに、黒か
みのおちゐたるさまを見て、すはものけこそあな
れとよばひけるに、おどろかれてとみにはしりつど
ひて引たてたれど、犬きはつや／＼ものもえいはず、
いざり出てよ／＼となく、ことのやうをとひ侍れば、
たいものゝありてかたのあたりへさはりけるやうに
覺へしほどに、身にしみておそろしと覺へけるに、
はや髪はきられたりければ絶いりつとわな／＼と
語りける、かゝる事は野きつねなどのわざにて侍る
よし、人の申ければ

またきにもきつにはめけりうは玉の
夜もふけぬまにおつる黒髪
右切支丹坂下七軒屋敷間宮士信所述。

○浪花田宮氏書狀米市
九月六日來享和二年壬戌九月八日返書封

中元佳節之貴墨八月十七日相達忝奉拜見候先以御
安泰奉恐賀候猶馬琴子出坂ニ付御樣體奉承知細書
辱安堵大慶仕候日次晴雨世上風説等六月下旬無坊
便七月十一日若田公御便ニ奉申上候分定て當年柄
乍延着相届可申奉察候

一 如貴命畿内伊勢近江之洪水十一日便に小冊呈し申
候通に御座候委者若田公御咄も可有御座其餘者省
路仕候

一 御番所附御圖師上梓之水難之圖漸九日夕方出來手
に入申候早々可差上認申候處幸便無之今日に至申
候是も昨今は書肆と論談に及申候

一 世間狙之事世上に存知候古老甚稀に成相分不申候
故與齋に承懸候處甚怒り剩絶交に及申候上いろい
ろと非を莊り候過當之儀を申候故實は先日竹田機
關之口上に及申候夫を蔭より聞候て若山より古渡

の鹽辛とも云可書を寄せ申候て返答に及不申よし
に候故チヨンガレにて返事致可申など、大笑ひ居
申候右之次第故世間狙其ま、奉差上候柳里恭御事
杯は全松慶尼處女の時分京侍之男妾といたし天王
寺村に養ひ置申候事を里恭柳氏に託し書申候よし
惣て甚敷人の徳を損し候書形にてが野子が不好筆
鋒にて御座候と乍憚御憐察可被下候
一 米價別紙堂島問丸之書附入御覽候
一 神事之義先書申上候ねり物番付は泉屋新兵衛より
差上可申申居候故其節不獻候元飯田町の屋臺恐敷
仕候

一 諸事馬琴子へ傳言演否可仕御聞被遊可被下候馬師
稀之出阪にて候處滯留短く殊に知己も然御座候故
諸事不行届殺風景之事共に御座候御添書之旨にも
差ひ赤面仕候漸壹兩種作文吹舉仕候誠に一奇客千
載之奇偶と大悦いたし申候馬師伺公之砌可然被仰
上可被下候此節馬琴子滯留中御覽之如く野子方に
も儒者夫婦居候有之則十日吉日に付新宅を借家移
爲致申候上書林上田卯兵衛と申者へ媒仕十日の夜
婚儀爲致申候て殊外大繁多に御座候處漸片時閑隙

を得申候

一 中秋無月漸十六日亥の下刻より快晴月光を拜し十

七日又候雨にて御座候

一 今曉いたち堀阿波橋南詰一軒出火仕候

一 河州御普請場之堤又候切申候て彌湖水と成申候全
體之美地に愈景を増中々西湖も物かわと奉存候

一 都府樓の瓦兩種馬琴子へ傳付仕候

一 浪花藏屋舖へ凡八月上旬より年々豊凶を考へ御收
納を計り爲登惣高を申參り候たとへば戌の秋十萬

俵と申參り候へば早八月中旬より米は未着不致候

へども看札御掛被成御賣出被成候 代掛之内數銀
ハ二日目代銀
ハ十日目ニ納

入札
一 筑紫米 三千俵
右代銀敷銀如例
月日 鴻池掛

如斯札御門に
懸り申候
大體末の下刻
札披き也

右之通被仰出候へば千三百軒の間屋ども入札をい
たし申候落札之差別

看。

落札

一千俵 大黒屋
代五拾三匁七分五厘 堀右衛門
貳千俵 河内屋
代五十匁、、、 水右衛門

札

右之通ニ候
月日

如斯
に御
座候

不熟札之看取

おさへ

相庭下直にて
落札無之時は
入札有之候て
も夫へ御賣不
被成候ことを
おさへと申候

借二日目に敷銀懸可申節米下直に成候へば小望性
成買は敷銀懸不申返約に及申候者有之時御門に
無敷返米米屋安兵衛如斯札を張被申候其者重而入札
相成不申候此者を村言にて泥龜株と申候
借二日目に敷銀を掛十日目に代銀皆納いたし候へ

ば別紙差上候古切手之如きもの銀と引替にいたし翌年新穀到着迄米は屋敷に御預り被成商人共勝手に出しに参り申候尤出米日は相場立候日也相場休日は出米も休み也

一右日限にも出しに参り不申候へば追出しと申候て日延の日限有之其日限切候へば米を藏の外へ御出しの體に成候て其藏仲仕共番をいたし申候故番賃懸り申候夫故に無是非出し申候様にいたし候由一藏に有之候節蟲附毛入米と申候ハット米と申候米出來候へば御屋敷御損と成新米新登にて相渡被申蟲入米は臨時に別入札有之御拂ひ被成商人どもへは精米にて御渡被遊候無左候ては明年御拂入札御直段に拘り候故如此御座候

一澤手米船にて沙懸り候一ナカミ中入米北國米に有候事なり儀の中にて天目の太とさに通り米に黒み出損じ申候米なり皆本勘十萬俵之外に別に御拂被成跡積精米にて御渡被成候

一初の十萬俵御賣拂被成代銀御收納米切手御渡之後存の外御國元より五萬俵登り殘は不登之時は御賣出しの米切手商人共より御買戻し有之候此時御買

一御書拾ども何卒拜領被仰付被下度候

○享和二年童角力上覽
享和二年九月十八日

龍王	十四歳	吳羽島	十二歳	福鼠	十歳
亂獅子	十四歳	玉の井	十歳	○玉芙蓉	十二歳
沙衣	十三歳	待乳山	十三歳	舞扇	十二歳
初瀬山	九歳	神樂岡	八歳	白瀧	十歳
淺草ニテ上覽角力	行司 芝村源之助 <small>拾三呼出し追儼金太郎九歳</small>	川千鳥	八歳	出世奴	十歳
虎王	十四歳	朝日山	十歳	山彦	十歳
赤兎馬	十四歳	花の傘	十歳	○稻妻	十二歳
友鶴	十二歳	初舞臺	十歳	水車	十三歳
喜見城	十歳	劍田川	八歳	大酒盛	十一歳
		○金籠	八歳	酒中花	十一歳

○町方葬送

一町方葬送之儀に付候ては先年より度々御觸も有之候處近年心得違掛け無垢小袖數多棺へ掛け目立候類も有之哉に相聞不埒之至に候此上右體心得違之者と有之候は、急度被及御沙汰候事

七月

右之通奈良屋市右衛門殿被申渡候

戻し殊外高直に成申候但し御買戻し藏米計也元來空米過賣之事故自過分の直出申候此時彼高下傳申候帳合米つなぎ賣入用に御座候勿論最初より空米過賣之御積りの御方も有御座事に候
一西鶴の幕銘者馬琴子より可奉差上候
一十五省名勝志貳百餘卷右秋田屋買出し申候故御伺ひ可申候處例の大坂商人氣手代共直に市へ出し可申申候故先を承置可申殊外之美本にて御座候十六省通志と有之候映に入有之候へども通志とは四百卷も少く御座候代金七兩位と申候御答次第吟味可仕候昨今は秋田屋之手に有之候へどもいづれ市に出し可申と申候猶追々可申上候へども今便先筆を止申候恐惶謹言

八月十八日

田宮由藏

尊大人

尙御用之義不相變被爲仰可被下候隨分脚まめに奔走いたし書認可申候御氣に入不申候は、幾度も相調可奉申上候
一幕景集何卒御拜借奉希候

右は當四月中坂本町宇兵衛店四郎兵衛梓三九郎妻てい葬送之節てい親元富澤町家持長右衛門と存寄申張掛無垢小袖七つ棺へ掛け葬送致候趣風聞迄に付御沙汰には不被及候得共此上右體之義有之候は、御答めをも可被仰付候に付當人共へ急度可申開段是又御同所にて被申渡候間向後右様之義有之候ては不相濟事に候間前書被仰渡候趣早々家主より店々之者共へ不洩様急度可申開置候以上

名主

亥八月五日

享和三年癸亥なるべし富澤町家持長右衛門と有之は柳屋長右衛門といふものにて今年文政三年己卯二月十九日其子鯉市郎といふもの隅田川にて盃流しをせんとて女藝者數十人にて萬歳と云屋形船にやね舟三十餘艘にて出候て向島迄參候處八丁堀官吏より親長右衛門方へ申來長右衛門早々向島へ参り連歸りて押込候よし一體は吉原へ参り候積のよし向島限にて濟候間雜費金三百兩程かゝり候よし

文政二年四月三日雨中書

掛無垢御觸書もはや御覽被遊候哉乍序差上申候是は坂本町小西と申酒家の嫁むすこは上京する

のよし承候小袖は白むくニツ緋がの子一紫かの子一緋の
機いれをかけむらさき一たまの志ごきにて真中を
むすび申候よし其節見候人のはなしに御座候世
の中にはさまくなる人も御ざ候ものに候

龜屋文寶

○赤松牧太

麻布芋洗坂

淺野壹岐守同心友部政五郎地面

水野日向守家來松井木俣名前にて

借請借宅候

浪人

赤松牧太

未五十二歳

右之者俗人之身分にて致加持異流之施佛鬼弘め家に
持傳候神佛之木像を見分いたし夫々品を附宮寺へ爲
納大黒の像を爲致彫刻七福天と號諸人へ附興いたし
殊に太郎七より被頼出入利運に相成候様加持いたし
候得共印無之逆取扱訴訟方伊兵衛より掛り留役へ賄
賂差出候趣其外不輕事其文面に顯
公儀役人へ對し重く申掛候段及露顯致欠落右謀書女
筆體に此もの認候故申譯無之致自害候旨偽之書置懷

申いたし其上奉行所之吟味手違に候杯相違之儀品々
箱訴可致と取計

右拾文之儀は不輕

御本丸大奥より之謀書にて

公儀を不恐致方不届至極候伺之上安藤對馬殿御差圖
にて引廻之上於品川獄門に申付るもの也

十月六日

○千家滿緒彦

遠島

神職 千家滿緒彦

其方儀神道盛に被行候様致度候得共神職共學問未熟
に候間諸國巡行いたし諸人へ神道之次第説聞せ其上
江戸表へ罷出神道學校取建可申旨志し雲州大社神職
を隠居之上諸國徧歴いたし神道之講釋いたし信仰之
者共へは本義神拜式又は神代卷等誓詞爲致候上口傳
いたし誓詞宛所は儒學にて申唱候禾穗之號へ大輔之
下司を書かさせ其外護符之上包へは從四位下又は神
事執行之節從四位下出雲朝臣杯と相認候段不届之儀
殊に行衛不相知神職佐藤河内より認吳候逆諸人之尊
信を可受と偽之繪旨所持いたし罷在其外宅内に都て
恐をも不願義等相認張置或は雲州にては致し馴候趣

を以鐵漿紅粉白粉等を相用ひ髪をも異體にいたし差

貫を着し又は神服と唱候狩衣に紛敷品を着し烏帽子
をかむり他行等致し候故諸人を迷し候致し方其上難
談に候共容易に申出間敷義共を講釋之席にて申聞せ
候段不届之至に付遠島被仰付もの也

九月十八日落着

右は小田切土佐守申渡す

○高田領淺川百姓騒動

高田御領淺川御陣屋付八萬石之百姓共大店屋并駒付
役之ものへ取計ひ方にも申分有之候哉にて凡八千人
餘程集り右役々之もの共之家々打潰し御届出申候五
十九軒其外少しはし候家數餘程有之趣に御座候淺
川陣屋へ棚倉より三番手迄罷出白川よりも壹番貳番
手迄罷越三番手は領分境迄相詰申候白川壹番手人數
左之通

壹番手

物頭壹人並先手組召連

横目壹人

醫師壹人

此外數拾人

増訂一話一言

百餘人

貳番手

郡代組足輕並同心

代官並郷方役之もの

醫師貳人

此外

百八九拾人

三番手

番頭兩人供士付

物頭兩人組足輕付

長柄奉行兩人

横目

醫師壹人

馬廻り三拾五人

鐵砲之者四拾人

長柄之者拾五人

三百人餘

總人數六百餘

右之通罷出候處百姓も鎮り引取申候膝六事三番手三
拾五人之内へ被申付罷出候へ共無滯當二月七日歸足

大悦仕候御安慮可被下候扱御陣屋へ百姓共罷越悪者とも貳拾三人榊原勢にて切捨に相成候其外手負人數しらす是は内々に引取家々へ隠し置死候ものも有之哉に御座候白川勢之所へは百姓共罷出不申并往來飛脚之者にても白川看板着用之者へは片寄り通し申候故無難にて歸郷いたし候此節は百姓共も落付候て作に取掛り候由に御座候淺川陣屋繪圖郡平と申者寫取候儘掛御目候米味噌醬油衣類金銀之類損毛口計御座候哉見聞及候よりは大造之事にて前代未聞之大變八萬石御領分にてたゞ壹人金山村郷士傳左衛門と申もの計は殘され候由其上今度首尾もよき趣に相聞申候追々淺川御家中も被參候趣に取沙汰御座候何事も歸郷間もなく無事にて歸候義爲御知申度のみ如此御座候尙跡より可申上候

二月十四日

膝六

右之通白川之家臣何之膝六と申仁より中川某と申者方へ申來候正説之寫外に龜繪圖壹枚共

増訂一話一言卷二十七終

増訂一話一言卷二十八

○信州淺間山上州吾妻山一件
一大目付久松筑前守知行所より届
乍恐以書付奉願上候

一私共村々之儀信州上州堺淺間山へ十三里之道法御座候處當春中より度々焼出し灰砂是迄降候處差て差支も無御座候然所當七月五日夜より燒盡夥敷風雨は一向無御座候得共初夥敷大山も崩る程之響虚空に鳴渡り八日夜明時に相成候得共晝夜之無差別八日朝迄灰砂降候所四時頃にも可有之や燒石如雨降來り震動相止不申八時過に至泥雨に相成其匂ひ殊の外惡敷食事も仕兼候程之義にて御座候泥砂利凡壹尺餘降積り八日夕方に至漸雷候相止申候中里村之義は同斷内三里程山遠く御座候に付降積候所五六寸程に御座候右之通百年餘も箇様之大變無御座候田畑共無差別退轉同然之趣十方に暮罷在候立木竹藪は不及申野山青き物一向無御座當時馬飼料に差支甚以難澁至極之體に罷在候其上田畑灰砂利

等片付候ても今年之間に合候趣には不奉存候甚歎敷奉存候八日晝迄には家出仕候義も難相成御願申上候義も難仕無是非面々家之内に寄合經文を讀み觀念仕罷在候仕合に御座候何分にも早々御見分被成下露命取續き惣百姓一同農業渡世相成候様幾重にも奉願上候以上

天明三卯年七月九日

御知行所

上野國碓氷郡下碓部村

- 名主 甚三郎
- 組頭 助右衛門
- 百姓代 又兵衛
- 同國同郡上碓部村
- 名主 市右衛門
- 百姓代 佐市
- 同國群馬郡中里村
- 名主 小左衛門
- 組頭 常右衛門
- 百姓代 源六

下碓部村

増訂一話一言

須藤傳右衛門様
田村卯右衛門様

碓部村名主甚三郎口上にて申上候覺
一江戸表へ罷出候程旅中段々泥砂薄く相見へ申候得共利根川にて承候得ば夥敷流死人之者川上より流來大木又は建家之儘川中を流れ申候私立寄見候得ば鯉鮒泥に醉所之者手取に仕候義見届人馬夥敷相果候由及承候段申聞候

原田清右衛門御代官所
高合千六百四十石餘
上州群馬郡

- 南 牧村
- 北 牧村
- 川 島村

男二千百七十人
女千二百十人
合 牛馬百七十疋
家數三百六十軒

右村々近所上州吾妻山と申山有之去月中旬より淺間山燒砂降候處當八日右吾妻山拔出夥敷一度に大石砂押出右三ヶ村民家悉く打潰人馬共に利根川へ

八百十三

押流翌九日利根川權現堂一川江戸川へ流出候様子
大き成立木根付候儘並家居諸道具悉くこまかくに
碎け溺死人馬共流候事前代未聞之由右川通りより
注進有之候

一此間打續日照にて有之候所俄に八日泥水三四尺相
増し右之通利根川流失有之候故歟鯉としよう鱧の
類浮上り河岸へ寄干斗り手取に相成候由
一上州利根川邊所により石砂大木も押埋め歩行渡り
に相成申候

一杣之橋御關所流失之由

七月

跡部大膳知行所

- 上州那波郡 三ヶ村
- 同 邑樂郡 一ヶ村
- 下野築田郡 三ヶ村

當四月八日頃より淺間山焼出候處七月七日夕方よ
り八日九日焼砂利灰砂等降積凡一坪に一石餘有之
候青葉等一向不相見候當月二日雨少々降候儘にて
其後露も置き不申候利根川水除に罷出候人數八十
人程押流其内三人は木に登り助申候

一女壹人子をさげ流來り候に付引上げ助け遣し候
所二人共助命に候得共女は手足一向不相叶那波郡
にて當時養ひ置申候

一外に怪我人潰家等は無之候得共作は一向當年皆無
之由に御座候

一卯七月廿九日

穢多 彈左衛門

右之者申上候當四月八日より信州淺間山焼出無止
事當月八日晝時頃右山燒崩れ泥水湧出燒岩流利根
川押開水幅八百間程に相見泥水深さ貳拾丈程も有
之上州吾妻郡原町に罷在候私手下長吏小頭八右衛
門組下同郡長野原村に罷在候長吏六十壹人之内男
女合四十人泥水に埋死何方へ流逃出并同郡立石村
に罷在候長吏喜兵衛久作と申者居宅も押流家内十
二人是又漸逃去地方役人より御代官原田清右衛門
様へ訴上候所御見分御役人方被成御越右十二人之
内男壹人に付御米貳合女壹人に付壹合つゝ日數十
日露命繫候様被仰渡被下置候由にて居村にて名主
より相渡申候此外同郡神原村に罷在候私手下長吏
小頭久右衛門始組下四十一人之内七人逃去餘は死
失仕候得共右八右衛門方より神原村へ之道筋も泥

湧出通路切成不申矢文を以申越候由八右衛門私方
へ訴出申候依之私方よりも御代官原田清右衛門様
へ右御米被下置候御禮可申上と奉存候此外上州武
州之内夥敷砂降或は出水にて田畑流候段所々より
手下之者共訴出候得共數多之儀故難申上前書三ヶ
村は至て大變にて訴右之通御米被下置候義故乍恐
口御訴申上候由別紙を以右之彈左衛門申來候由被
仰聞候

一先達て御届申上候信州淺間山燒候て私在所高島へ
燒石砂降り其後泥水降り田畑悉く埋痛候趣左之通
に御座候

高五萬六千七百二十五石五斗八升三合

群馬郡碓氷郡那波郡片岡郡綠林郡

右之場所燒石砂六七寸一尺餘迄降り積申候

右壹萬五百五十石餘

群馬郡之内

同 斷

二千三百九十石餘

右之場所石砂降り積候上利根川俄に出水泥水大
石等押入申候

八千六百六十石餘

十三ヶ村

右之場所惣體石砂薄く御座候に付作毛可生立哉
之所用水堰通悉く泥押入水引無之行々用立候様
可相成様子無御座候

- 一城下張番所 一ヶ所
- 一内潰土藏 一ヶ所
- 一土砂押入ル家 五十八ヶ軒
- 一同斷寺 貳ヶ所

右之通御座候領分不殘皆無之趣に御座候旨在所家來
共申越候に付此段御届申上候以上

七月廿三日

松平右京亮

一信州淺間山先月下旬より燒出候様にて當月朔日別
て燒強伊勢守在所上州安中へ折々燒砂降り候所同
五日夕方より甚鳴響強燒砂燒岩交り雨降田畑悉く
埋り皆無之趣に御座代碓氷郡群馬郡之内村々並中
仙道往還之内坂本宿迄所々より燒砂岩四五尺程積
り百姓家大概家根打抜き潰家等も有之候御關所並
城内高札場所等は別條無御座候碓氷峠之通路無御
座候未相分申候將又下總國通治郡香取郡海上郡之
内去月十四日夜中より同十八日夜迄大風雨にて耕

地壹丈餘之洪水にて稻草腐爛方は立枯に相成候其上當月六日より同七日夕迄折々細成る焼砂降候所同八日夜中より別て強同九日に至り依所に凡三四寸位積候て立直し可申候稻草も又々甚痛候様子に御座候尤損毛高之儀は追て可申上候

七月

板倉伊勢守

一領分信州佐久郡淺間山當五月廿六日より焼初其後度々焼出する六日未の刻より別て大焼籠へは大石等落震動甚敷近邊之村々住居難相成多分逃去申候尤城内別條無御座損毛等之義當秋收納之上可申上候

七月

牧野遠江守

一加州表前月中旬より折々致震動當月六日七日別て甚敷同十日朝より十一日朝迄大雨都て十四日迄降續川々悉く致出水城下侍屋敷口町家並橋其外在家流失或は水付田畑之方へも押流人馬怪我等も有之體に御座候

一越中國も右同様之趣にて十日より十四日迄大雨所々満水人家橋々も致流失田畑も押流人馬怪我等も有之體に御座候得共委細之儀は未相知不申候間近

々申越次第御届可仕候先右之趣申達置候以上
七月廿二日
松平加賀守

覺

- 一七拾ヶ所 郡之内橋流失
- 一四十三ヶ所 所々山崩
- 一九ヶ所 同川崩
- 一七ヶ所 堺堤切
- 一拾四ヶ所 土居崩
- 一百四十軒 郡之内道損
- 一八ヶ所 町家潰家
- 一十五軒 潰土藏
- 一八ヶ所 木戸流失

一居所水多押入破損有之圍之屏過半地境共崩れ並侍屋敷町家不殘水多押入破損所數ヶ所御座候
右私在所加州大聖寺去月廿九日より去八日迄震動甚敷同十日より十一日迄大雨暫時も相止不申一圓満水にて破損所有増如此御座候人馬怪我等無御座候田畑損亡高之儀未相知不申候委細追て可申上候先右之段御届申上候以上
七月廿五日
松平美濃守

○寛政八辰年勢州津百姓騒動

寛政八辰年十二月勢州津堀川町福田氏手紙寫
此度之義顯はに書記候事憚候故昔咄しの様になぞらへ實事を記申候御推察御一覽尙又行燈火にて例之亂筆に認申候故思ひ出るまゝ書のべ候故相わかりがたく奉存候御はんじ御覽可被成候落字拔筆杯可有之奉存候

爰に二三ヶ國を領し給ふ御大家の領主あり近年御領下困窮に付支配の役人中様々工夫を廻らし御領下陰伐として田畑へ障り成候樹木神社地搦搦ひなく田畑陰に成候樹不殘伐捨古昔より不伐樹木不搦伐捨候故田方は宜敷相成候地面も出來候也郷中借付金三歩利に被仰出中分以上は迷惑いたし候へども輕き者悦候故是等にては宜納罷在候然處又々工夫をいたし十八萬之内にて別て困窮之在所三拾貳ヶ村へ地平均申付候まゝ是は其村之惣高を御上へ不殘召上られ百姓貧福を不分甲乙なしに平し田畑割合に作らせらるゝ趣被仰出候處甚以百姓方上下とも歸服不仕依之大庄やを以て願出といへども御聞濟なく日を送り候處頃は極月廿六日夜南之方七八里山中より出たりと見へて

百姓數多箆笠にて竹鍵やうの物を持御城下近き南之山にてかゝり火を焼近郷之村々同心し出よ〜と呼はり廻り若出すんば村端より火を付焼拂はんとのゝまり歩く故無是非箆笠着し一統に出來りしかば人數は時之間雲霞の如く集り翌廿七日未明より時の聲を揚相圖の貝を吹しかば西の方高山にて受貝を吹かゝり火を揚北在も同じ相圖をし山の手在々より殘所なく平一面に押來南之方は辰の刻の頃城下へ入來り橋南詰迄懸ヶ來る裏町邊にて郷中懸り役人居宅相壞家財道具細刻微じん打破り目も當られざる有様なり依之諸方より追々注進櫛齒を引如く御城内御用意有て御奉行所橋南へ早馬にて出られ追々御下知有之といへども大勢故早速には辭らず町家へ入來食事好し故酒食出し支度致させ家々にておそれ其上代物取候杯不怪事共也然るに今日も夕方に成しかば一先山へ引退し也其夜に成しかば西南北の山々は勿論城下間近く寄來り八方のすゝき葉へ火を付しかば一面にもえ上り雲霞の大勢時の聲を揚し有様不怪事也北は土橋之許より川原を上へ一面に火を付たる白晝に異ならず御家中には追々防ぎ役人門々堅め嚴重に備ら

れ大手御門も閉て物頭衆御座め有し也同日北の入口大庄や伊藤赤塚合羽や平六藏方役人也此三人打壞し家財雜具藏々迄一ケ所も不殘打破り衣類杯寸々に切さき斧まさかりにて柱を打たをし目も當られぬ有様也夜に入敷萬の大勢潮のわく如く寄來りしかば兩奉行所馳向はれ制し給ふといへども中々聞不入皆皆瓦石つぶてを打付し故引退る、依之城代名代として御内の家老騎馬にて馳向へどもこは城下なるぞ方便にのるなとの、まゝり是にも貪着致さず瓦石を打かけ高張挑灯先挾箱たゝきたをしようばひ取し氣色中中寄付れすされ共御上より御慈悲を以て厚く百姓御いたわりにて少しもいためられずゆへ勝にのり傍若無人の振舞語言に絶し事共也城代も恐れざる故御名代もじり／＼橋内へ引退かれしかば彌百姓勝にのり橋を打越押寄る有様也然處萬町口堅め西川善左衛門殿手勢にて挑灯消しくら闇に致し橋の三合目へ進兩側へ侍若黨二三拾人待請させ自身歩立にて真先に進み勝に乗て寄來る大勢百姓ばら横足をなぐり立く高聲に呼はり此處を西川善左衛門堅め被仰付たり壹人にても押來る者あらば目に者みせんと大音にて言

れしかば此勢ひに恐れ前へは行れず後は數千人大勢押來り百姓共度を失ひ彌がうへに成引退し故橋より落し者兩三人怪我人出來せり猶更此方より嚴敷備へ玉なしの大筒打しかば此音に仰天し壹人も不殘山之庵迄引退く西川働天晴と評判いたし廿八日には彌騷動いたし町内へは入申間敷存居候奉行之下知を不用南方より亂入致し岩田橋打越極樂町にて郷懸り役人二軒打壞し夫より山之そと米市場を打壞し是は彦左衛門此度郷懸り本通りへ出で富家へ入田端支度致し役人に加りし故也通筋商家へ亂入いたし足袋手拭共外諸代物押取に致不怪らうせき言語に絶し候其外町年寄目付庄や町會所杯打壞し候杯風分に付何れも諸道具片付老人子共杯他家へ預け或は寺院杯へ預け置今や／＼と待居たりされ共右三軒之外は別條なく夕方迄に又々橋外へ引退し也町家の損亡廣大成事共也尙又八丁口は右等に十倍之騷動寄手皆々強敵にて堅め之衆も大身之歷々にて備へられしといへども百姓御いたわり故十分にあばれ八丁商家は勿論醫者杯迄も衣服を食り取らうせき甚し郡奉行騎馬にて松原に向はれしかば目ざす處之敵なるぞ打取とて大勢取巻しかば是非なく

門内へ引退門を閉しに大勢押來り打破らん勢ひ也依て木戸の外へ鍵拔身出し數十本にて防し故歩手少し疵を齎る者もあり此處之騷動中々言語に絶し筆紙に盡しがたき趣也依之廿八日夜御觸出し有之百姓等御いたわり之處餘り法外成致方二日は御用捨有之候共最早此上は見のがしならず町方へ亂入いたし候は手ごめにいたし若手に餘り候は早速役所へ訴出べしとの御觸故町中にも力を得安喜致し候依之門々出口／＼のかため番頭衆歷々何れも着ごみ陣裝束くさりかたびら披身の鍵弓鎧砲石火矢にて嚴重に備へられ再び寄來り候は打取らんと御企故此有様聞傳へ百姓方城下は追々引退夫より郷中役人地平しとかりし者西在中にて十六七家打壞し廿九日には追々注進有之し也御郡内之騷動不怪事共に人足町家へ被仰付濱よりも百五十人參り其外町々より晝夜役がり申候され共當家は御存知之通り諸役御免故一向役に出不申咄のみ承居申候隠居へは役かゝり手前方男出し候處一日は兵糧運び一日は鍵持出候事珍事成事に御座候大晦日には大方相辭り候趣に相聞申候得共御堅めは引不申追々御家中入替り／＼御務有之候

也元日二日追々静りし故諸役所も引ケ申候扱々前代未聞不怪事共に廿七八兩日は町方の人々膽をつぶしいかゝ成事やと案じ居申候され共早速こと納り安堵仕候右有増承り合候趣書記申候委しき事は書紙に不盡此外様々の事共有之此度一件は噂よりは實事大騷に御座候
堅め衆御名前付見申候へ共隠居に有之候故今晚間に合不申是又後便に懸御目可申候
落首
百姓は水ものまれぬ辰の暮
氷奉行の張りのつよさよ
八丁口羅生門にもさも似たり
そりや茨木じや早く手をきれ
それみたか餘りけんやく茄子ゆへに
おもひも寄らぬふじの物いり
身の上とまらで寄くる鏡かぶり
みのきてかへれじやくは西なり
右之外色々出候得共得覺不申候おとし咄杯も追々出申候此節人寄合と右之噂のみに日を立申事に御座候他所よりは追々見舞受書翰又は人杯參り候事に御座

候當八日松坂より御出被下御咄申上候事
一此度人數凡六萬位

わら計も西郷中にて二千餘計の物焼捨候よし

○天明七未年御儉約御觸

天明七未年八月松平越中守殿御渡被成候御書付寫左
之通

近年打續凶作に候處去年關東出水にて御收納過半
相減候上御救御普請井町在御救御手當も不少其外御
吉凶に付て之御物入夥敷儀に付御勝手向も御差支に
相成候依之去る卯年被仰出候御儉約之年限りに不拘
當未年より來る酉年迄三ヶ年之間御儉約之儀嚴敷被
仰出候唯今迄諸向油断は無之儀に候得共役所に出精
打はまり候て御入用減方之勘辨いたし一年之御定
高申上候様可被致候唯今迄御定高は有之候ても臨時
之御入用相増候儀も有之候尤年々御入用向に隨ひ増
減は可有之候得共只今迄之御定高に不拘何れも銘
々役所限り之出情を以御定高成丈相減候様いたし置
たとひ御入用筋被仰渡候ても差延可然分又は差畧い
たし宜筋等は聊無遠慮役所限り之存寄評議之趣申上

候様可被致候役所之御入用減方趣法勘辨之趣早速可
被申聞候右之通一役所限り之出精勘辨を以御入用減
候得ば其者之勤功も別て顯れ候儀に候間厚く心懸出
精可被致候惣て御手當御仕置筋等御差支無之爲めに
御儉約にて候下々之困窮に相及び候は御趣意に相
背申候儀に候唯々人々節儉之儀相用ひ賄賂之筋一己
之私打捨て潔白之道相みかき御不益之御費無之様器
量一盃に存込相勤候事御儉約之專要にて候

未八月

○寛政元酉年再觸

去寛政元酉年九月十五日松平越中守殿京極備前守殿
御渡被成候御儉約御書付寫左之通

去未年より當酉年迄三ヶ年之間御儉約被仰出候間面
々并下々迄之着服等之儀且又諸道具も見分に無搦有
合を用ひ可申との趣或は家督嫁娶之贈答其外振舞等
之品迄三ヶ年急度可相守旨相達置候處右御儉約御
年限にも相成候得共元より連年御入用相嵩候上之儀
御取箇も以前よりは減少之事に取得ば急速に御勝手
向御充實之儀も無之候處一統之御手當御救筋御備之
儀者莫大之事付猶又來戌年より來る寅年迄五ヶ年之

間御儉約之儀被仰出候に付都て先達て相達候通相心
得右年限彌無油断節儉之儀相用候様可被致候

西九月

右之通萬石以下之面々へ可被相觸候

○同六寅年再々御觸

去寛政六寅年十月松平伊豆守殿被成御渡候御書付大
目付桑原伊豫守被相達候寫

今度御儉約之儀被仰出候右に付ては御役人共猶更厚
く心を用ひ惣て御入用之内不表立儀又は御慰筋は何
分にも事を省或は申上候て一向に相止候様にも可仕
事候勿論下之痛候儀并御部各に響候事等無之様精々
心付可申儀專要に候箇様之儀心得違無之様猶亦改て
可申聞置旨御沙汰に候條彌思召に不違様無油断可
被心得候

十月

去る酉年御儉約之儀被仰出當寅年御年限に候處思召
之外未御勝手御繰合も不被行届候に付猶此上來る子
年迄拾ヶ年之間是迄之通御儉約被仰付候旨御沙汰
に候依之面々自分勝手向之義も酉年被仰出候通彌無
油断節儉相用候様可被致候

右之通可被相觸候

十月

○佐州地震一件

當表之儀十一月十五日至て快晴にて物靜成日に御座
候處朝四つ時餘程之地震仕候得共是迄不覺強事之趣
申合居候處晝八つ時頃震返し有之此節は凡建家壹尺
餘も左右へ震り候様子にて家之内には居候事相成兼
家内一同庭へ出終日罷在候襖戸障子建付置候分自然
と五六寸明棚は落水鉢はゆりこぼれ鴨居貳三寸抜
出し床か下束等は震倒石垣は震り崩し池水之水岡へ
ゆり上候程にて御座候得共手前御役宅は崖近所に無
之候故地面之割れ等無御座候處御役所向并同役助七
郎御役宅等は崖之上故高石垣多分震崩地面ひ割
建家片々向候所有之同日よ引續晝夜五六度程宛震
候故大難儀仕候尤追々間遠に相成候得は當月六日迄
晝夜少々震氣御座候相川表之儀は右之趣に御座候處
在方別て強十里越後之方小木湊迄場所佐州之船附
に御座候右場所十五日兩度之地震にて家居四百五十
軒程之處不殘潰候上貳百貳三拾軒程焼失いたし地面
も變地いたし船掛り有之候岫之内六七拾軒潮干潟相

成一向差沙無之變死人等も有之其外村々八九拾ヶ村之内潰家六百七八拾軒大破之家千四百軒餘有之田畑欠崩道橋損所多地面割候て土砂水押出候所是又多分有之誠に前代未聞之變事に御座候

右佐渡組頭阿久澤氏文通之由年號可追記

佐州之儀先達て一通御届申上候通當十一月十五日兩度之地震にて相川始銀山内所々破損其外在々燒失家潰家破損家燒死人横死人等有之亦是田畑用水路道橋等所々損所出來仕候に付早速支配之者差出見分爲仕取調處左之通に御座候

相川之分

- 一山之神教壽院拜禮所御園と板塀損シ并石垣所々欠崩
- 一陣屋御役所向屋根内通其外惣園と土塀板塀損シ石垣欠崩拾留山損御武具藏地方役所附土藏陣屋附土藏損シ稻荷社石垣損シ作事方細工場石垣損シ地面引込
- 一組頭北役宅屋根并内通り所々損園土塀板塀損石垣欠崩地面引込土橋損シ門并土藏大破
- 一南役宅屋根并内通所々損シ石垣欠崩土藏破損
- 一江戸より被遣候廣間役兩人住居御役宅長屋屋根并

銀山内分

- 一川通板棹貳ヶ所延長百八間餘破損
 - 一同西棹三ヶ所延長六拾五間餘破損
 - 一同片棹三ヶ所にて延長五拾貳間餘破損
 - 一同口ヒ石垣六ヶ所延長拾九間餘欠崩
 - 一往還筋之内字甲坂落石場所一ヶ所
- 此間數東西拾九間餘南北五間餘
落重高貳丈餘
- 此場所之後銀山往還筋に有之候其上板棹場所へ大石落込水堰に相成川水諸間歩水道筋へ落込差障に相成候に付早速取掛り追々一圓割取候積り
- 一同字宗太夫落石場所一ヶ所
- 此間數東西七間餘南北四尺餘高五尺餘
- 一同字落石場所一ヶ所土橋三ヶ所破損
 - 一諸間歩水道筋之内留棚拾一ヶ所延長九拾四間餘
 - 一同斷之内留棚拾七ヶ所延長三百八拾二間餘
- 西三川金山之分
- 一砂金山稼所二ヶ山崩
 - 一溜井三ヶ所破損
 - 一江道筋所々欠崩並切抜候江道二ヶ所潰込

内通所々其外土藏破損

一奇勝場惣園と板塀并長崎塀損石垣所々破損欠崩地面引込

一辰巳口番所金銀改出張役所々床屋小判所定間吹所穿鑿鍵粉成所金銀吹分所鑿置場鍵粉成所屋根并内通所々損其外石垣所々欠崩用水路破損

一金御藏三棟所々壁ひゝ入同所御役所向屋根内通所破損

一須灰谷山之神下戸御米藏御雜藏并同所御役所向屋根内通所々破損

一銅床屋屋根并内通所々破損

一小早御船道具置塀屋根破損

一牢屋惣園柵板塀損石垣所々欠崩

一山之神大山祇社屋根破損

一地役人拜領屋敷并町家住所々破損石垣欠崩

一町々通筋所々地面ひゝ割并引込川通石垣所々欠崩

一寺四拾二ヶ寺境内石垣并墓所欠崩内七ヶ寺建坪共所々破損

一宮壹ヶ所境内山崩貳社石垣欠崩

在之分

- 一燒火失家三百二拾八軒 潰家七百三拾二軒 破損家千四百二拾三軒 燒失土藏二拾三棟 潰土藏一棟 破損土藏三拾七棟 潰郷藏三棟 破損納屋二軒 田畑損地二百五ヶ所 往還道山崩川欠崩十ヶ所 用水路損地百廿一ヶ所 橋二拾二ヶ所破損 田地畔欠四ヶ所 溜井破損四ヶ所 作場道石垣用水吹尻共損所六拾二ヶ所 御林地面欠崩七ヶ所 百姓持林欠崩三ヶ所 用水堰地割三ヶ所 獵船七艘破損 燒死人拾四人 横死人五人 怪我人二人
 - 一潰家五軒 破損家二拾軒 田地損地七ヶ所 往還道崩川欠九ヶ所 用水路損所拾六ヶ所 橋五ヶ所 作場道欠崩八ヶ所 御林地面欠崩一所 怪我人無御座候
- 加茂郡百ヶ村之内拾一ヶ村
- 一潰家二百八軒 破損家四百五拾七軒 破損土藏八軒 潰郷藏二軒 田畑損地百三拾ヶ所 往還道山崩三拾八所 用水路損所三拾三ヶ所 橋二ヶ所破損 作場道損所四拾六ヶ所 御林地面欠崩六ヶ所

百姓持林欠崩三ヶ所 獵船七艘破損 横死人一人 怪我人二人

是は支配之者差遣見分吟味爲致候處横死人之儀は地震にて家崩潰候節屋根下に相成即死仕候怪我人之儀も右同様にて怪我仕何れも外に怪我人も無御座候旨申聞候

一潰家四百五拾四軒 破損家九百拾二軒 潰土藏壹棟 破損土藏貳拾九棟 潰納屋二軒 田畑損地六拾六ヶ所 往還道山崩川欠五拾七ヶ所 橋拾四ヶ所破損 田地畔欠四ヶ所 溜井破損一ヶ所 作場道井石垣用水吹尻欠崩七ヶ所 怪我人無御座候

雜太郡百一ヶ村之内三拾六ヶ村

一惣家數四百五拾三軒之内 燒失家三百二拾八軒 潰家六拾五軒 破損家三拾四軒 燒失土藏二拾三棟 畑二ヶ所欠崩 橋一ヶ所 燒死人拾四人 横死人四人 羽茂郡小木町村 一溜井三ヶ所破損 用水路損所拾七ヶ所 山崩五ヶ所 石垣一ヶ所欠崩 用水堰地割三ヶ所 雜太郡七ヶ村

一用水路二拾九ヶ所其外所々欠崩 山崩一ヶ所 川

欠所々

此譯

順徳院陵一ヶ所 雜太郡眞野村 社四社破損 寺二拾六ヶ寺破損并境内門堂石垣等所々破損

羽茂兩郡之内二拾ヶ村

寺二ヶ寺破損並境内諸堂破損 同郡拾八ヶ村 寺二ヶ寺燒失 羽茂郡二ヶ村 寺四ヶ寺燒失 寺四ヶ寺破損並境内所々破損 社一社堂一宇破損 同郡

右者先達一通御届申上候通當十一月十五日兩度之地震にて相川並銀山内其外在々損所出來仕候間早速支配之者出役申付夫々見分爲仕候處燒失家潰家破損家燒死人横死人怪我人田畑溜井用水路往還道橋山崩等仕候分書面之通御座候

右佐州幣者叔平より借寫

書

○酒造高十分一役米御取上之義に付諸家より伺上杉家より酒造高十分一役米御取上被仰出候に付御

伺書寫

諸民御手當の爲酒造株式之者共より酒造米之内十分一役米爲差出候様舊臘被仰出候趣彈正大弼難有奉承知則御達書之趣國元へ申遣候得共早速酒造人共へ申付御案文通之覺書を以御届可申上候處不案内右御達書之内分兼候所も有之且兼て御聞置を奉願度簡條も有之處危忽に相施若も御趣意を誤候に至候ては甚以恐入候事に候猶奉伺申遣候様在所重役共より申遣候に付條々左に御届申上候 一今度被仰出候十分一役米之儀年限之御達無御座候一過と年々の處分兼候様拜見仕候去戌年一過御取立之儀に御座候哉年々被召上候儀御座哉 一十分一割に内外有之候處御達御文談に元來酒之儀は酒造高少にても敢て差支無之事に候處命に拘り候米穀を潰候段畢竟は無益之儀に付酒造高之内十分一役米可差出と御座候此御文談を奉味候得ば人命に拘り候米穀無益に費し候儀を被爲厭候難有御趣意に御座候得ば替一人十石造之者其内九石を致酒造殘一石を被召上候義と奉拜見候彌其通に御座候時は彈正大弼領分酒造人天明八年并去々年も御

届申上置候通九十四軒此株高五千四百拾七石壹斗酒造米高壹万七千七百五拾七石四斗九升五合此米高之十分一千七百七拾五石七斗四升九合五夕を被召上候候と奉承知候 但去戌年分役米之儀は御免奉願候其譯は被仰出候舊臘之内早速酒造人共へ申付候時は尤以無異儀事に御座候處委細は前文申上候通御達書之内分兼候處有之又は此節御聞置を奉願候も有之内危忽早々可申渡様無之今既に條々奉伺候體相後罷在候仕合に御座候此上假令御下知は速に下り候共酒造人共へ申渡候は夏之半にも相至り可申歟新酒夏酒既に造人過半賣拂候跡へ後れて今更去年分被召上趣申付時は覺悟之外に相成相泥可申其泥を爲唱候事に至候ては彈正大弼甚以恐入申儀殊に全造入候上に被召上候得ばおのづから外割迄に相成難有御趣意にも相叶申間敷旁去年分之儀は御免も奉願度存候併天下一統之被仰出候儀彈正大弼領分而已難被成御儀にも御座候はば無是非儀御座候間去年分十分一役米之儀は酒造人共へ不申付取上置候役銀を以相納候様にも

仕度存候

一今度被召上候役米之儀は難有御備之事に御座候得ば米納に限り可申付本意に御座候處彈正大弼領分之義は數重之山にて相闘み他邦へ之運送至て不便利之地に御座候間酒造人共人馬之費用に相泥み申候仍無本意事に御座候得共多くは御但書に奉應金納之方爲致度存候且又石代納之儀は領主へ納候小物成石代同様之直段にて取立候様御付紙相見候處當領内には小物成石代無御座候尤物成之内古來半石半永之取立に御座候間半永之直段は則石代に御座候得共往古之定にて甚下直只今難取用御座候に付役米代之儀は當領市中相場上米平均直段を以爲相納度存候其時々御勘定所へ可奉伺之處左候ては上納時節等の後れに相成事坏いか敷存候に付豫御下知を奉得置度候

一天明八年中酒造米御届高之三分一造被仰出其後寛政七年中諸國酒造之儀天明六年以前通造來候石高を以勝手次第酒造可致旨被仰出候得共其砌領内追年米直段貴領民相泥候付則三分一を連綿して爲造來候事に御座候處年により夏酒新酒之間酒絶候事

有之候故去年中半石造申渡候事に御座候然處近年酒造人多くは相衰候付縱令米下直之年柄に御座候迎も御届高迄には酒造什兼半石造にて酒造人共手一杯に相見申候依之其身共身上引直候迄は先暫半石を造高に仕差置申度存候

一御料私領之内是迄酒造役冥加等 公儀へ相納候分は一同免除被仰付候旨其段可申渡旨奉承知候彈正大弼領内には酒造役冥加等 公儀へ被召上候儀無御座候

一是迄領主地頭へ酒造役冥加等取立候向も有之候は、右元立米銀永高酒造人軒別に書分御届可仕旨奉承知候當領内之儀古來酒造役銀取立來申條酒造役金を以て千百九兩三步餘取立申候且又酒造人向寄を以五人七人貳拾有餘人組合相定其一組之酒造米何程と相定差置候内身帶相衰造高減候者有之候ても其減候丈の造石を殘人數にて引請致酒造役銀も殘人數にて引受相納候事故酒造高軒別に書上げ候ては書上之内實と相違仕候に付右組合切りに相分幾組合此石高何程右役銀何程と御届申上候様仕度存候

一當領内酒造進退之儀凶荒之年次に當て酒造悉皆相

禁候儀は無申迄惡作と唱米穀高直にて國民泥候節は酒造高を爲致減少隨て隣近國之惡作にさへ酒造高爲致減少來申候依之前文中上候通酒造高増減申付候年次も可有之其節其年の造高御届可申上候に付其造高に相當り十分一被召上被下度奉存候此旨は兼て御聞置被下置度奉存候

一今度被仰出候御圍米之儀は其向寄にて積置諸民御手當に可被當行旨の御達に御座候得ば當領分後年若早滂或凶荒にて國民之危急に及候日の御賑救も則此内に相籠候儀と難有奉承知候尤斯て災相至り候共領分限り何とか其手當の行届程に御座候時は尤以可奉願義にも無御座候得共若々其災稍重大にて彈正大弼手切に難行届日に至り候ては奉願にても可有之歟其節は當領より相納候石高を相考其内何程と歟又は其災至大に至り候ては納高の其都合御答を奉願ものにも可有御座候哉此等の儀は臨其時奉伺御下知次第之儀には御座候得共急に臨て彼是之御伺に事の後に至候ては難有御恵に對奉り無勿體且飢民世話の後に恐候儀故豫其大旨計

をも心得罷在申度奉伺候

一初ヶ條奉伺候通十分一役米被召上候儀去る戌年一過之義に御座候哉年々被召上候哉然時は前文に申上候通役銀取立來候上に候得ば二重の役に相成酒造人共相泥可申若又酒價を相増候は、酒造人共之泥は相解可申歟左にて領民の煩に可相成然らばおのづから取立來候役銀免除可仕本意に御座候處少分之儀には御座候得共領民世話之一助にも成來候役銀を若闕候ては彈正大弼世話之一助をも相欠候にも相准申候尤一兩三年之儀に御座候は、何共御願がましき儀可申上儀には無御座候得共若々永被召上候義に御座候時は無勿體奉恐入義に御座候得共無是非奉願筋も可有御座歟乍去難有御趣意に奉對差付て奉願候儀猶恐多奉存候に付此旨を奉伺候

右者煩敷數ヶ條奉伺候儀誠に以恐入奉存候義に御座候得共初條奉申上候通事に不案内危忽之施若も御趣意を誤候時は又以可恐入之至に御座候間大旨之御下知をも奉請度由申遣候に付御伺申上候以上

亥三月

上杉彌正大弼内
高橋平左衛門

一亥六月廿六日柳生主膳正様へ被差出候
豊後守領内酒造人共其加之儀酒造石高之不寄多少
一軒より一ヶ年に銀壹枚ヅ、差出申候尤軒數之儀
は天明八年申上候通御座候此段申上候已上
松平豊後守内 某

六月廿六日

別紙にて

今度諸國酒造米高之内拾分一役米差出候様被仰渡
右役米酒造人手元へ圍置追て御圍所へ御差出御座
候節其場所へ運送可申付旨猶又御達承知仕候間則
國元へ申遣取計向之儀吟味仕候處此方領内酒造人
共元來手薄之者にて漸國用相辨候而已之酒造高故
他國賣出候程之餘勢も無之誠は手薄株に御座候間
拾分一之高除候ては得益は勿論差當り渡世難取續
及難儀候仕合御座候得共所詮園方之儀申渡候て
も相調候義無御座候尤其加銀爲差出候得共右之通
株に御座候故誠に輕取計酒造米高多少不依酒屋壹
軒より壹ヶ年に銀壹枚宛差出來候に付たとへ右差
免候て園米餘勢に相成候程之儀にも無之將又酒代
相増候吟味も仕候得共此儀は園中一統之迷惑に相
成候事故猶又其通にも難申付役米圍せ候義相調兼

難澁之至に御座候依之恐多奉存候得共可相成事に
御座候は、右役米御用捨被成下候様仕度奉願候此
段申上候様豊後守申付候以上
松平豊後守内 某

六月廿六日

一亥六月松平政千代様より御勘定奉行衆へ被差出候
書面

去る戌冬酒造人共より酒造石高拾分一米被召上御
圍に相成追年諸民御手當筋に相成候段去冬御觸書
御座候間政千代領内酒造人共より右役米可相納
義に御座候處右領分奥州江州常州總州にも往古よ
り他領廻し酒造は相禁置領内用丈之酒造計相免置
候處領内入用逆も多分之石高爲相制爲防之酒造米
拾石に付永六百六拾七文宛古來より役錢召上置右
役錢者領内小兒養育料又は窮民手當に打向置年々
右を以手當をも仕來候儀に御座候處天明三卯凶作
以來領内園米不足仕追年に至り酒造役錢を以年々
買米仕爲園置右古米を以小兒養育米并貧民手當に
爲仕候事にては去冬御觸出も同前譯にて園米も爲
仕置候事にも御座候間右領内之義は格別之御仁惠
を以右役米不被 召上是迄之通被成被下度奉願候

且田村右京太夫領分逆も右同様之譯にて園米も仕
置右を以窮民手當も仕置候義御座候間右京太夫領
分逆も政千代領分同様是迄之通に被成下度此段奉
願候旨役人共申聞候此段申上候以上
松平政千代内 某

六月

右三家伺書得吉見氏藏本寫畢

癸亥臘月十七日

○吳竹かな文

伏見に侍りし吳竹一生の境界

吳竹の伏見の里に世話人のありしが、哀我身ほど隙
なる者はあらず、惠心の無量佛一體是あながちに念
佛の爲にもあらず、持つたへし道具なれば御宿申迄
也、上品蓮臺に生じて樂みたいと思ふ欲がなければ
地獄に落ちるるしみもなし、死迄は生るであらう思
へば、春秋の暮る、日をも一錢とも思はず、寝る爲
の日なれば晝は枕し、ありく爲の足なれば、夜ひとへ
た、きあるけれども盗ぬから人に咎められず、まが
きの朝顔がゆがまうとすじこふと勝手次第也、あんな
物と思へば朝日にまぼめるも驚かず、薄のひらま
やらするも其通にて、小夜時雨降うとふるまいとわ
れひとりのくるしみにもならず、雑糞喰ぬ者に聞か

せまひと驚啼次第也、錢もたす人に交らぬ故こひ
いきなし、差入る月に膝を入る、二疊鋪に住んで食糧
もたす、萬を土釜一つにて埒明け覺た事なければ忘
れた事もなし、年もかぞへざれば四十やら五十やら
老が身も定めて人のうみつらん

父母計り見へたあめつち

覃云、世に所傳深草元政壁書といふもの此文を
あやまり傳へたる歟。

○京大坂江戸の名物を讀侍る狂歌

- 京 水 水菜 女 染物 みすや針 御寺 豆腐
- 大坂 舟と橋 御城 草履に 酒 蕪菜 間屋 揚
- 江戸 鮭 鯉 大名屋鋪 鱒 比丘尼 紫 冬葱

○千田庄兵衛

深川八幡より東之方拾萬坪に千太庄兵衛と申百姓有
之候錢座を致候者之由今年八拾有餘に相成候て田地
百石餘所持仕居屋敷も凡三千坪程之所有之右屋敷の
かたはらに三百坪ほど庵地と申所を願置候此所へ先

祖其外早世之子共之廟所の心にて庵を立置良巖と申道心坊主を居申候此所へ庄兵衛が妾などの像を石にてきざませ髪を結くしかうがいせさせ其外子共の忌日には魚類を備へ申候有付置候娘の夢に水神の顯れ咎め是ある夢を度々見申候此除をある出家に相頼候處右石像の類を地藏か杯に刻み直し魚類など手向る事を相止候は、除をいたし可遣左もなくては右體の事は彌増長可致と申聞せ候得共不得心之由右石像へ生るもの、如くにいたし申候と也菩提所は本所石原石雲寺と申禪寺且家也赤銅の鏡ふき残り三徳持居候分限者故種々の事を致し候庄兵衛老耄いたしたると近在の百姓共申觸候と言ひ。

○牛門四友集序

龍門劉維翰文翼

吾結詩社。時時與諸少年論詩。而閱其所賦。栗不厭人意。所賭孰不綸爛乎睇眩。精彩相授而取賞者。自視若榮榮被服明光錦矣。然亦亡奈觀者惡其著而欲尙制也。即欲得同好之士從事於斯。而猶未能。獨牛門岡公脩。其詩致足樂也。乃聞有同志友。田子相平君叙者相愛。三子從游吾社。俊傑少年也。又聞有固有成者與其盟。吾雖未識有成。三子所友。其人則可知。

吾受其四友集者卒業。公脩矯矯自意。能鈞嘉隆諸子而埏埴。其逸氣睨世。奔流一瀉。有快人意之態也。有成如少年就老樂工而學。清濁輕重繁疏之節。時時不免誤者。又如執袴子弟。學揖讓進退之節。俯仰可觀。嘉賓面前。頗露出羞作之態也。子相才極俊雅。字簡句練。發辭婉然。譬如靚粧姬嬪。簪剪綵花。學巧笑豔語。色授。魂褫。少傷軟弱也。君叙如初春黃鸝轉深樹間。韻未流暢。聽者悅耳也。又如奔蹏之駟初就調。康衢中猶時有街櫂之累也。夫荆山之璞。三入玉工之手不見知。照夜之珍。魏田父睨擲諸庶下。苟不遇其人。碓硯奚殊。詩云。他山之石。可以攻玉。四子弱冠。韞彩牛門。埃世之知者。其甚何深也。假之年月。以觀其成。連城之價。豈其徒哉。而後下和氏之事。吾所不敢辭也。

是序不合岡公脩意而乞改作。先生再作序以贈之。今四友集所載序是也。是序就先生手書本而寫之。今而思之。幾五十年矣。

文政二年己卯孟夏 七十一翁

○禪語
傾漱倒嶽處櫻霧擊雲時

雨露灑莊刹法雷動八維
枯林長翠秀性海湧珠奇
萬古禪波起宗風布沒涯

辛巳中秋吉日

臨濟正傳第三十五世孫

石鼓開山珠老僧自題



○貞和古文書

紀伊國亡徒退治事就
院宣所差遣左兵衛佐也
早可發向之狀如件

貞和四年七月八日



本間山城六郎殿

○論語要文

友部翁門人筆錄

○子在川上曰逝者如斯夫是時不令晝夜
此章大節ナリ。天地ノ道體ナリ。天道人道一體ナリ。依テ如三天道。今日人道ノ學問可致事ヲ。知ラ

セ給フナリ。漸ク程子ノ始擴メ説給フ。孟子モ合點ナレトモ。水哉々々ハ別段ナリ。此段ハ道體ヲ揭出ス。子在川上曰ノ五字。別ノ工夫ナシ。然ドモ門人隨一ノ筆記ト見ヘダリ。在ト云ハ。孔子ノ御容貌ヲ自得セシ人ナリ。川流レ上ハ側ナリ。在トハ。御寬座不動ニシテ御詠アル。此在ノ中ニ御考深キ意味コモレリ。良アリテ後。曰クト仰出サレンロ。孔子ノ御心川ノ流ト一體ナル所亦。○周子憲前草不ニ除去ト。ノベ給フ同意ナリ。逝者トハ。造化ノ事ナリ。盡スモノ。暫モトマラヌモノゾ。寒往ケバ暑來ル。日影ニ針シテ。刻限ノ指止ナラズ。移リノ流行シテ過。凡人ノ目ニ物皆動ク。其動ク働モノコソ。生々ノ德ナリ。其生々ニ依テ。天地ノ廣大モ立ツコト如此ハ。スグレテ健ナ事ナリ。故乾ノ卦ヲ天ノ體ト云。實ナリ。生々ノ盛ナル事タグヒナシ。此近ト云モノニ。毫厘モ間斷ナシ。少モ止ルキミ有バ。生々止ナリ。逝者ハ造化ノ事ナリ。物消エ枯ルト云モ。造化直ニ餘ニツヨク先立行。ユヘニ跡ハカレル。消枯ハ萬物トモニ同ジ。人身ニテハ。呼吸ニテ。生々ノヤ

ウス見ユ。萬物ノ中ニテ。流行ノ見易ハ。川ノ流
レナリ。川ノ流ニ似タト。タトヘテ云ハ惡シ。直ニ
川ノ流ノ通ト云ハ。天地萬物ノ流行ハ如レ此トナ
リ。夫ト云テ。川上ノ歎ト云。サテモくモ此通
不_レ晝夜舍_レト。實ナリ。朱子始ニ。ヤマスト讀給
フ。後ニ不_レ舍ヨミカヘ玉フ。不_レ舍ナレバ。萬物
ツトメテステズ。勵アルヲ云。生々ハ。ステヲカ
ズノ意ナリ。造化ヲ觀タ時。止ルコトモアルベキ
ニ。開關ヨリ今日マデ。吾ガデニ。一晝夜モステ
ヌナリ。是ヲ學ブモノ。體ニシテ。仰ラレタリ。
サテ人ハ。天ヨリ性善生下シ。親ヲミレバ孝。君
ヲミレバ忠ト云心固ヨリアリ。ソコヲ塞グハ。氣
質人欲ナリ。日用ノ間。好惡加減按排スレバ。生
々ノ氣ヲトイム。依テ惡ニナガル。日用ノ事。氣
質ニツカヘルト。ギントコル。流行生々ノ止ルイ
ハレ也。譬死期ニ遺言ハ。是切ト如レ止。斯止ル事
ハナキ理ナリ。最是切トアラバ。生々ノ氣ヲ不_レ
知。明日近モ。物ヲステヲカズ。天地アラン際ハ。
生長收斂。ソツトモ間斷ナシ。氣ヲ云ヘバ。生氣。
マタ死氣。形ハアリテモ。物ノ二半ナルハ。死氣ナ

リ。ドコモ通徹シテ。ヤマスコソノソコヲ誠ト云。
天地一體ノ德。誠ニ至ラヌハ。按排利害。妄慮ノ
イワレナリ。誠ト言ニナレバ。天道一體ノ場ニ至
ルホドニ。不_レ舍晝夜ナリ。ヤマスト云ト。彼ガ
デニヤマズ。ステスト云ト。爰ガ活物ニナル。道
體ハ。如_レ斯合點スル事ナリ。人ハ誠ノ心アラザレ
バ。作略ノ心ヲコル。逝者如_レ斯ト云事ヨリ。執行
スレバ。學問ノ手ガ、リト成。ステズト云テ。水ガ
イキ物ニ成テ。勵ニナル。爰ゾ道體ノ勵ナリ。如
レ斯程子朱子ノ議論シテ。明備ニ具ル事ナリ。沅湘
日夜東流去。不_レ爲愁人住少時。如_レ斯ステメト思
フト。甚誤レリ。道體スマス事ナリ。

○天地之化。一字ニテ造ヲ兼ヌルナリ。往者過來者
續。無_レ一息之停。此停。ツク息引ク息。暫モトイ
マリヤム事ナキ如シ。則是ガ道體ノ本然ナリ。本
然トハ。道體ハ如_レ斯トナリ。然トモ。可_レ指而易
見モノハ。莫_レ如_レ三川流。故ニ於_レ此發シテ。示_レ人
道ト云姿ハナシ。是ガ則姿ナリ。兎角ノ事ハナシ
何ヲ見テモ。本然ガアリ。凡人ハ不_レ分明。勝テ川

ノ流ガ見易シ。依諸人ニ知ラセ給フ。

○欲_レ學者時々省察而無_レ毫髮間斷也。精密ナル工
夫ノ章ナリ。流行間斷セマジキ事ナリ。自然ノ理
ヲ苦ニ思フテ。ムヅカシキハ流行止ルナリ。○前
章再求。力不足ト云ヘリ。夫子曰今汝晝レリ。此
方カラカギリヲ出ス。誠ト云ニハ際限ナシ。死ニ
倒レタ場ニモ。誠ニカギリナシ。時々刻々一息間
斷ナシ。

○程子曰。此道之體也。天運不_レ已。日往ケバ則月來
リ。寒往則暑來。水流而不_レ息。物生而不_レ窮。是道
體ト云事ハ。程子ヨリ出ツ。學者依_レ之知ルナリ。
無極而大極ナレバ。體ハツケガタシ。無極大極御
自得ノイハレナリ。皆與道爲一體ト。此語ハ他儒
ノ所_レ不及ト。朱子稱美シ給フナリ。日月往來水
流物生ルヲ。直ニ道ト云ハ。晝夜ノワカラザル事
アリ。道ト言テ。道トツレ立爲一體。日月寒暑水流。
コレ彼トツレ立。一ニナリ居ルヲ。則與道爲一體
ト云ナリ。造化ノ分ハ。不_レ殘天ト同シ。無極而大

極ト云。形ヲサグラバ。直ニ其物ヲ生ズル。水ノ
流ニアリ。斯テ。形ヨリ上ヲ道ト云。形ヨリ下ヲ
器ト言。器ヲハナレテ。外道ナシ。道ヲハナレテ。
外ニ器ハナシ。如_レ斯一ツニ乗テヲレバ。道ト云ヒ。
水ノ流レト分ケガタシ。譬バ。筆ヲハナレテ物カ
カレズ。又書ヲハナレテ。筆バカリニテモ。書ト
イハレズ。

○運_レ乎晝夜。未_レ嘗已也。是以君子法_レ之。天地ヲ直
ニ手本ニシ。自強テ。フミコンデットメ。不_レ息
ナリ。爰ヲ朱子感興ノ詩ニ。仰觀ニ玄渾施。一息走
萬里トアリ。天地乾坤バカリテ。學問モスムナ
リ。是ヲ以_レ及其至也。純亦不_レ已焉。字解ナリ純
トハ。文王ノ德。不_レ已ハ。天ノ德ナリ。聖人ノ心
ノ純モ。天ノ心ト同シ道ナリ。文王ハ毫厘モ不_レ已
ノ御德ナリ。コレ亦。天德ノ不_レ已ト同シ。古來
忠孝秀ツルモノハ。不_レ已ト言筋見ユルナリ。難
義苦勞ヲ經テモ。シヤウモツレナク。眞實出ツル
ハ。不_レ已ナリ。是則誠ノ場ナリ。又イハク。

○自漢以來。儒者皆不識此義。是聖人之心。純而亦不己也。純ニシテ不己ハ。乃天德ナリ。儒者トサスハ。異端ニ對セリ。心ノ不己ノ體ヲ。自得ノモノナシ。心ノ不己ト言フモノヲ。トリ立行イハレナリ。然レニ。沅湘日夜ノ氣味ト思ヘリ。純ハ誠ノ別名。不己ト云フモ誠ナリ。ドチカララデモ云。凡人ハ心ニ畫アリ。人ノ子トナリ。養親エノ孝ハ義ナリ。實親ニクラブレバ。ヘダテアリ。純マタ不己ト云義ニタガヘリ。ソレギリノヘダテ有。一倍々々ニ。ナリテ出ヅルヲ。不正ト云ナリ。橫渠先生。己救之耳ト。ノ給ヒシモ。他人ニカマハズ。己ハ如レスル義ト。自己ニカ、リテユクナリ。是則間斷ナシ。純ハ。不己ノ力アリ。少シ神祈リシテ。感應ナケレバ。退屈出テ信力已ム。是ハコレ。自己信力ノ。流行ノ已ダ所ナリ。誠ノ心ノ體テ。事物ヲ以テ合點スベキ事ナリ。誓ヘバ。庭ノ面ヲ觀シ。景色自己心ニ移ル。純ニシテ不己ト云モノナリ。コレ則天德ト一體ナリ。在天德。便可レ語王道。珍語ナリ。天德ニサヘナレバ。王道カタラル、トナリ。霸道ハ。得手勝手ノ利害ナリ。

言上ノ加減按排。皆ヤム心ヨリ出ルナリ。自己ノ願足リ。用ナキ時。破殺シテ仕廻。如レ斯ヲ誠ト云。王道ハ是ニ異ナリ。鰥寡孤獨ヲメグム。則橫渠ノ教。己之耳デ出ル所ナリ。親ヲモ。ダマス氣味デ事ルハ。孝ニ似タ霸道ナリ。王霸ハ。政ニノミ不レ限。擴レバ日用ノ交接ニアリ。凡人ハ善事ヲシテモ。霸道ト變ズ。其要。ウツリ所メツラキナリ。王道ノハナシ。耳ヘ入モノハ。其人ニ誠アリ。可レ語王道ト言フ。人ニ成タル所ナリ。アリ其要ハ。只在レ謹獨。一念發スル頭下。斯ゾ人々心ノ付處。權謀カ眞實カ。如與一念浮ブ幾ニ。心ヲ付ルナリ。如レ斯ニスレバ。流行ノ止ルト。不レ止ヲ知。在ノ字ハ。大學ノ八目綱領ノ在ト同ジ。道ノステ目ハ。是ヨリ可レ踏出トノ字意ナリ。念頭ノ所ヘ。手がカリ有ト。執行上達スル事也。愚按朱子ノ推考モ。是ヨリ至レ終篇マデ。皆勉人進レ學不己ノ辭ナリ。後學ノタメニ。ハゲマシ仰ラル、ナリ。秀一ハ。川上ノ歎。甚深重ナリ。イハレハ。物ノ成就スル處ノ分チナリ。

○子在川上曰逝者如斯夫不舍晝夜

○欲學者時々省察而無毫髮間斷也
○程子曰此道之體也天運不已日往則月來寒往則暑來水流而不已。物生而不窮
○運乎晝夜未嘗已也是以君子法之
○自漢以來儒者皆不識此義此聖人之心純而亦不己也
○在天德便可語王道
右者山崎垂加翁之門弟友部氏重垣翁ナリ友部之門人聽講談直書取寫ナリ論語一部之内天理合一之意味多自見任者私意交順先學可學者也
○子絶四母意母必母固母我此ノ講談意味甚ダ深シ徹下也此ノ語ノ筆記ハ。顔淵問子ナルベル。子在川上曰トナリ。如レ斯御心不斷流行ノアリサマヲ。ヨク知ラレタリ。其流行ノヨリドコロバ。意必固我毫厘モナキナリ。私ノ四ツノ異名ナリ。意トハ何ゾ。邪ノ思出頭ヲ云。是ガダンノ增長シテ。已ガマ、ニ果ント思。是必ニナリタリ。又外ヘアラハレズニ。内心ニ催シタ處ヲ。固ト云ナリ。固ハ。ヨビ付テ根ガヌケガタシ。其上ハ又外ヘアラハレ。自他ノ差別ナク。誹モ不レ知ニ成。畢竟ハ。意ナキガ專

ズル處ナリ。意ヲ絶トバカリ云テハ。紛テ不二分明。必固我モ。書入ラレタリ。意モナキナレバ。必固我可レ推知。絶ハ無ナリ。無ヨリツヨシ。母ノ字サヘトヨム氣味。無ト同キナリ。我ハ。私己トハ。私ニナリトゲ。處ヲ四ノ物。相ニ爲終始起於意。遂ニ於必留於固而成於我也。意ガ起テ。我マデニナルヲ。爲終始ト云。固ハト、マリタリ。期必ハ。カクゴ兼テヨリナリ。我ハ。我ヨリ出ル。生レ意則物欲牽引。循環不窮矣。意ガ出レバ。萬欲蜂起ス。程子曰。母之字。非ニ禁止之辭トハ。外ヨリ禁ニテナシ。自然ト。我ト我デニ。毫厘モナク。ハラヒ切トナリ。張子曰。天地ノ流行ニ可レ對ハ。孔子ノ御心ナリ。此ノ義ヲ舉ルニハ。勝テ張子ノ說ナリ。楊氏曰非知足以知聖人。詳視而默識之不足。以記之。聖人ヲ知見スルニハ。知慧ニマスコトナシ。智眼開シ人ハ。見ルト其マ、自得スルナリ。是ヲ默識ト云。默識ノ非人バ。聖人ヲ知ル事ナラザルナリ。

○三老手簡
空々竹堂杏園
享和二年壬戌

大田 覃

前月既望之遊。南楫北棹。以不得方舟為憾。明夜幾望。草堂小集。欲邀足下及空々主人。月下藉荒庭草。以償前月之憾。薄酒枯魚。固屬真率。二君携手惠然肯來。則妙。薄暮為期。八月十三日。單拜。

復大田覃子相

篠本 廉

既望之遊。南北背馳。遺恨有不可言者。忽蒙寵招。云欲以償前欠。以明日薄暮為期。敢不拜趨謝厚意。廉拜。復南畝詞伯几下。

承轉致尊意空々主人。敬領。

與大田子相

篠本 廉

足下所命。悉以傳空々。空々亦感盛意深。乃因僕謝允。但有病餘髮長失儀之一嫌。亦使僕為言。竊謂足下風把騷懷。蕭散洒落。豈介然于斯哉。然不敢阻格。直此以聞。為之伏乞寬恕。前報倉卒。不及得空々消息而叙之。今故云。並以其牘奉呈。廉拜南畝詞伯几下。

復篠本子溫

兒玉 慎

見示南畝君之書。捧讀。以前月江東之遊南北相左。不同晤舟中為憾。是以中秋前夕。邀君對酌。以展其懷。並及僕。惠顧之甚。不知所謝。僕尙謝病在家。

雖然前月之遊亦窃倍立。其不以髮長失儀罪之。則陪下風以謝厚惠。君幸為僕致意幸甚。兒玉慎拜竹堂先生足下。

復篠本子溫

大田 覃

錦字並空々子牘見示。就審空々子病餘髮長。嫌於失儀。乃使足下為言。禮意懇篤。一何至此。我輩身在於樊之中心。遊於方之外。是足下所知也。禮豈為我輩設哉。拙簪散髮。固所欽慕。故明宵所期者。僅二三社友耳。請以是為解。則幸甚。單拜復竹堂詞伯几下。

與兒玉慎

大田 覃

昨託竹堂延招老先生。老先生不拒。且謝竹堂以病餘不剃頂。禮答之極。何以堪之。明月幾望。陰晴未定。役乞力疾枉企玉趾一宵清話。何必問月之有無乎。嘗役浪華。利獲書畫。亦是風流罪過一贖物耳。公然示之同志。不自覆藏。佛家布薩之法。希比懺悔。秉燭之下。恐勞緝閱。昨期以昏。將以候月。々之不必。何必昏暮。不佞休沐終日在舍。想竹堂退府。合在未中之交。則促期申牌。謹此潰告。併以鳴謝。單拜呈空空老先生儿右。

復大田子相

兒玉 慎

昨託竹堂辱蒙寵招。加有不罪容貌失儀之命。欲晚窃拜趨以謝厚意。不意復賜玉章。命意懇々。謹此拜觀。因審雖名賞月之會。其實不必問陰晴。唯欲高談。且欲示所得浪華書畫數幅。增覺高興。衰老如僕。亦獲列其班。所謂今夕何夕也。又承昨有薄暮為期之命。然為今日幸告休。候竹堂退公之時。促之同登高堂。敬領。萬謝面晤。不一。兒玉慎拜南畝先生足下。

簡鈴木恭士敬井上致子瓊鈴木文猶人中村亮文智

山本隣德市

篠本 廉

今夕宿期。當辱來駕。會南畝氏設筵以請。其言曰。以前月既望之遊。舳舻背行。南北異處為憾。乃月下對酌。以償前失。意氣懣々懇々。不可以事辭。既已應諾。趨新捐舊。於諸君為負。不敢隱匿。以情報道。附之風流罪科。勿為過幸甚。抑以事勢推之。意者諸君亦在招中。若果然乃是均醒於西家。同醉於東家也。更妙。八月十四日。廉拜。

三老手簡。山本氏所輯。二老既逝矣。我獨存焉。如何々々。文化丁丑夏五十日。梅雨中書。六十九

翁覃

○八丈島教諭

凡人と生れて我身より大切なるものはなし、わが身を養はんがためにつねの住所をもとめ、夏冬の著物をとめ、朝夕の食をもとむるも、みな我身を大切に思ふが故なり、まかるにそのわが身のもと親よりうけ得たるわが身なり、わが身を大切に思はうみつけし親ほど大切なるものはなしと思ふべし、人人生れおちてよりいとけなきうちは、親の手をはなるゝ事なく、親ほど大切なるものはなしと思へど、やうやく年をとりをのれが手足の自由にはたらくにまたがひて、親をそまつにし、親のいふ事をきかず、親の心にそむくもの多し、をのれが親をそまつにするならばしにては、わが身も次第に年よりゆけば、又わが子にそまつにさるゝものなり、さればわが老人を大切にする心もちにて、人の老人をもうやまひ、わがいとけなきものをそだてあぐる心もちにて人のいとけなきものをあはれむべし、老人の中にて耳目もうとく、手足もかなはざるものは、ことさら大切にいたはりてかいほうすべし、これみな人

のためにする事と思ふべからず、めん／＼年よりて後思ひあたる事あるべき也。

中川飛騨守奥書

右之通おしゆる上は殊さらにあつく存じ父母老人を大切にすべし、若此後かく別に孝行のきこへあらば御ほうびも被下、品によりては父母へも御手あて被下べし、若又かくのごとくおしへ置といへども、なを父母をそりやくに致すもの相聞ゆるに於ては、きつと御咎にも仰付らるべき間、よく／＼こゝろへちがひ無之様相守べし。

右御勘定奉行の命によりて予が草する所なり、八丈島の高札に書有之、此文を文化元年長崎にゆきし時紅毛通詞志筑忠次郎に見せしかば、轉じて加比丹ヘンデレキドウフに見せしに、加比丹よき教諭なりとて、蘭語になして予に贈りしを家に藏す。

○玄旨法印の文

慶長のはじめのとし仲の冬大坂の亭におはしまし、比奇瑞の靈夢を感

世をしれとひきぞあはする初春の

松の緑もすみよしの神

凡靈夢あり善夢あり、むかし黄帝夢に華胥氏の國にあそぶ、さめて後天下大に治れる事、彼境のごとし、又殷高宗の良佐を得て國家盛なりしなり、中につきて松は十八公の名あり、これ又丁固が夢に感せしかひあらずや、住よしの御神は西の海のとをき鹽路よりあらはれ出て、近き境にあとをたれたまへり、ただ此我朝を鎮護し給ふのみにあらず、はるかに異國征伐の御ちかひ専なるがゆへに、神功皇后の三韓を平らげ給ひし時も御神ことに威猛を施し給へりとぞ、さればこのあきつすに四の海波の聲せずしてこまろこしもなびきまたがひ奉る事なり、此時にあり、その久しき行先を思ふに住吉の松に小松のかげをならべつ、一木／＼にちよをかぞへても勁節枝さかへ、貞姿みさほにして猶限なき齡なるべし、今此ことを聞に思かなる心にもよろこびにたえず、いさ／＼か筆をそめて祝詞をたてまつるといふことまかり

住吉の神の恵もあらはれて

君が八千代をまつのことの葉

○佐川田昌俊の文

○元政法師の文

きさらぎのころありまのゆにくたりける、日比雪ふり風あれしに道のほどいとら／＼かにて、二日ばかりにつきぬ、はやくやどりける家の、谷川またにながれ、前に山よこをれて、いとおもしろきにやどりぬ、あくるあした人をかへしたる午の時ばかりより、雨ふり風はげしく家をもふきあぐるやうにて、わびしきに道ゆく人を思ひてよめる

ありま山やま風あらくふる雨に

まして宿なきいなのか／＼原

○古今餘材抄序

契冲法師

これをしも餘材抄と名づくることはさきに故ありて思ひがけず、萬葉集の代匠記つくれることあり、それつくとて文の苑に入筆の林をわけて山といへど白雲のかゝらぬ山なく、袖といへばまさきのつなはへぬ袖なくして引きたれる木は高砂の松まさきもくの檜原泊瀬の川へのふたもとの杉まのたの杜のちの楠をよび、なき月のかつら星の林やどりにいたるまで心をすみなはにかけはいを斧にめぐらすといふ事なくして、ちひきの石かたきまをるしをまさ柱ふとしき

ことほりをたて、事すでになりにしかば、まらつちをけづるたくみにあらずして鼻をそこなはず、石をあてとせしひた人にあらずして斧をかゝざる事を思ふに、心ひとつによるこほひてすくふつばめの飛たちぬべくあさる雀のをどりぬべし、家をつくるにはかならずあまりの木あり、かしこをあかくしてここに山をなしかしこをかふるにしてこゝに林をなす、故にまかるにあればたゞにやはくたすべきとてさらにもみつはよつ葉なるものつくることあるにならずへてかくは名づけたるなり、又いはく友とせしものと下河邊のなにかしが菅家萬葉集紀氏六帖これらにある此集の歌のたがへるをかたはらに書つけおけるをすてじと思ふより事はおこりて、玉だすきこなたかなたをかけたればそのあまりの木いつとなくかの歌の源よりながれて此ことばの海にいづるなめり。

○伊藤東屋の開口の文

享保十八年正月廿五日

東宮御昭仁御元服猿樂開口

伊藤長胤

それあめつちのことふきもともに久しき御位うごかぬ星のかげたかく重る光あらはれて普き天が下

にすむたかきいやしき人々のいはふ心もつきせじなめでたかりける時とかや。

○天正年中聚樂京童の小歌

まうそく赤事まうそ、むらさき野のきもんかくに妙覺寺の二王門、百萬遍の御影堂天満のかねのを赤づらの明王、天火いなづま朱すりぼう、いなり殿の狐火祇園殿の犬の子、山王の鳥居猿がまりは眞赤な早川主馬のふんどし、すわうか紅梅かひざやひじゆすひぢりめんひどんす、肥後殿のひつしき渡邊殿のきんちやく、彈正殿のもちやり小野木殿のかわらばな安い殿の御門、ゆふけいのこしざし朱ざや朱ぐそく、からのかしら狸々皮、高雄のもみぢにだんの山の岩つゝじ、けしの花にけいとうげ、御所柿にざくろのみはりの木のきりかぶ、鹽引のきり口鱈のさしみ、いりゑび赤がひ赤がに赤にしにがさみのあしをかうにもり佛じやうぼうの口びるお宗永のほうさき朱屋のかゝの口べに、茶屋のかゝのまへだれよしやすのづきんとうきのまくらべにざら、朱わん朱おしきちやつかづすか朱つば朱がらかさ、王のはなかまゆせんじ、扱はそゝのまんなかゑいやまん中。

右寛永甲戌板の尤草紙に見へたり。

○慶長十八年の諺門や木戸や矢倉や

慶長十八年の比より京童の門や木戸や矢倉やと云はやりければ、十九年の暮に秀頼公むほんくわだて俄に門木戸矢倉を作りにける、是も後に思ひあはせけるよし。

右寛永二十年板鼠物語に見へたり。

○鳥丸大納言光廣卿目ざまし草の内に寛永二年

此比のつき世わたりの若法師受戒のさはさもあらで、うら紫の小袖きてこづまうしろへ引まはし、液文金砂の平帯して、きぬもし衣身にまとひ、染わけたびに紫緋、紅うらの丸頭巾、黄縷緋のきんちやくに、蒔繪梨地の印籠さげ、からのやまとの緒どめしで、身なり足ふみふりかゝり、人にかはれるおかしけれ、是はさもなし行跡のたうとき舉ありけるも、いかなる寺の貫首にもあをがれんとのはかり事とぞきこゆれば、佛日のひかりいたづらに名利の雲の立おほひて、法の師とたのむべくもなし、もとより父母の命にて、心ならず出家したる輩は、何の道心おこるべき、たい世に多きものとは名利度世の悪知

識因果撥無の悪法し、こと更在家のなま禪法、小知は菩提の妨にて、不得心なるを宗として道にたがひ法にそむけり、たい世にはやる物としては愛宕白山をらせいもん、緩急名聞すきたばこ雑説まうく聞取學文、邪正もまらぬすみ衣、ともかくにも徳つかんとぞいのりける。

道心はもとよりもなしそら聖

珠數のつるにと浮世祈れり

○寛永年中肥前瘡

寛永年中に人の身に瘡のいでき其名をたれいふともなくひせん瘡といふ、見る人聞人ひせんおこりたるといはぬ者なし、同じく寛永十四年に西國肥前に吉利支丹といふ邪法の一揆おこり、武士うけたまはりて害之、これも後に思ひあはせける鼠物

○同諺何を仰出さるかを仰つけらるゝ

寛永十八年の比御法度に何を仰いださるかを仰つけらるゝと、おちおそれて世をせばく色々まどまき事をいひければ、其ごとくをのづから八木かたく飢饉の世となる、この比はまたよござりましやうなふといふ事はやりければ、やがて目出度よき事のある

べし。

○明曆年中米つき歌柴垣

いつの比にやありけん、さいれ石の岩ほとなりて二葉の松の生をひて、などいへる小歌のはやりてうたひけるおりに、かは上下もめでたくおもしろかりけるものを何ものゝつたへてはじめたりけん、此比北國の下部の米つき歌とかや、柴垣といふ事世にはやりて、歴々の會合酒宴の坐にても第一の見ものとなり、いやしげにむくつけきあら男のまかり出、くろくきたなきはだをぬぎえもいはぬつらつきして目を見出し、口をゆがめ肩をうち、胸をたゝきひたすら身をもむ事狂人のごとし、右にひだりにねちかへり、あふのきうつぶきあがきけるを、座中弊をたすけ手をうちて、もろともに興せられしをみる人さへうとましく片腹いたかりしが、はたして諸家ともにみな柴垣となり、大かたはもはや此町にはすまれ申さぬもあり、火にやかれてのがるゝかたなく、柴垣うちく果けるにぞ、謳歌の事も思ひあはせらるゝとまゆをひそめ、はなばしらをまゝめてつぶやく人も有けり。

右萬治四年板のむかし録に見へたり。

增訂一話一言卷二十八終

明治四十年九月十五日印刷
明治四十年九月二十日發行

新百家
説林家蜀山人全集卷四

編輯兼
發行者

合資
會社 吉川弘文館

代表者

吉川半七

東京市京橋區南傳馬町一丁目上番地

印刷者

本間季男

東京市本所區番場町四番地

印刷所

内外印刷株式會社

東京市本所區番場町四番地



發行所

東京市京橋區
南傳馬町一丁目

合資
會社 吉川弘文館

振替貯金口座二四四番

TN-43

中華民國二十八年八月二十日

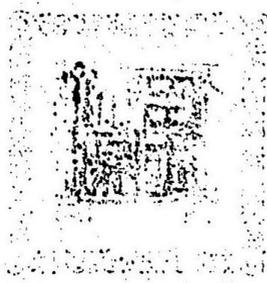
財政部

稅務司

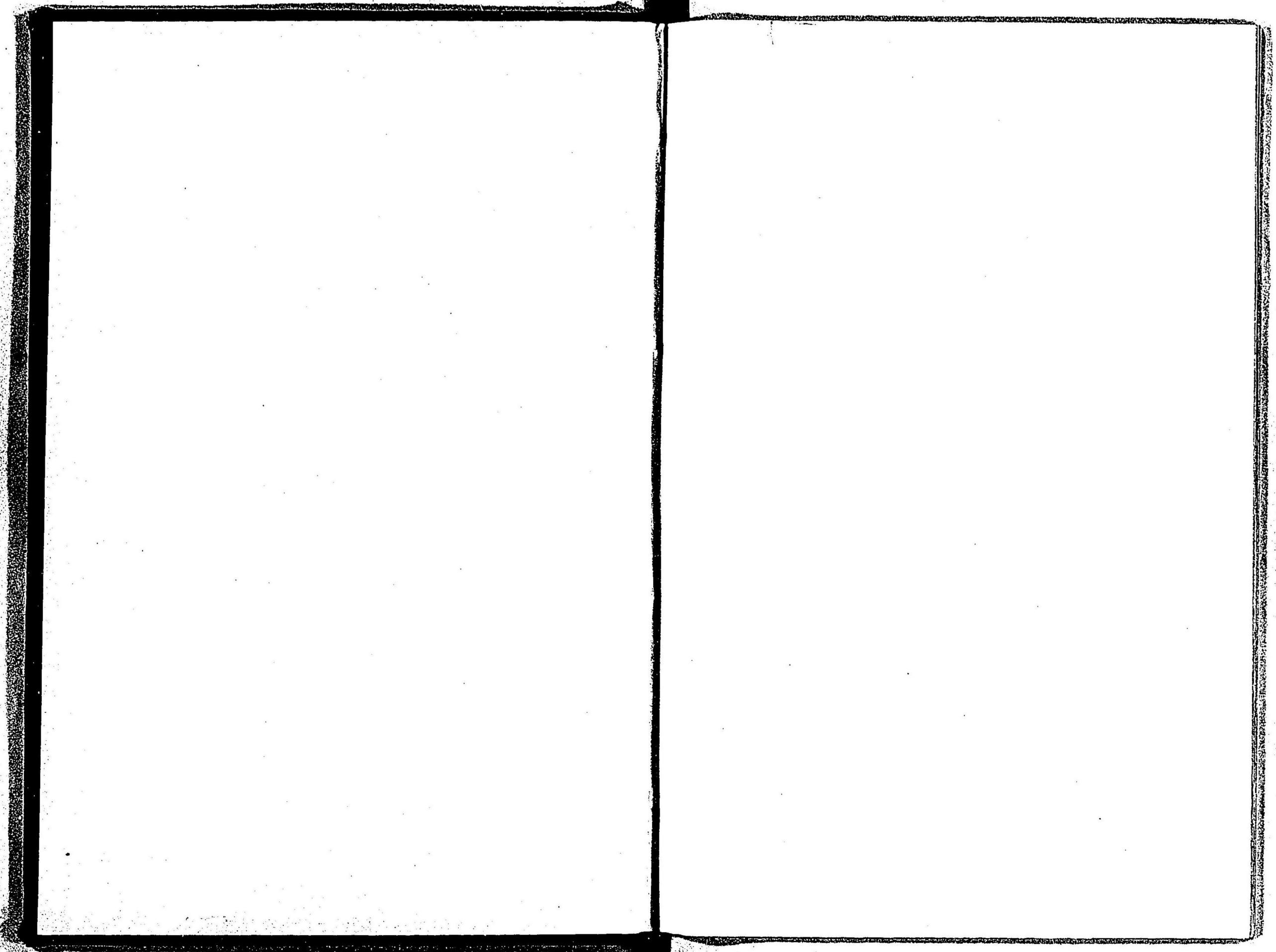
稅務處

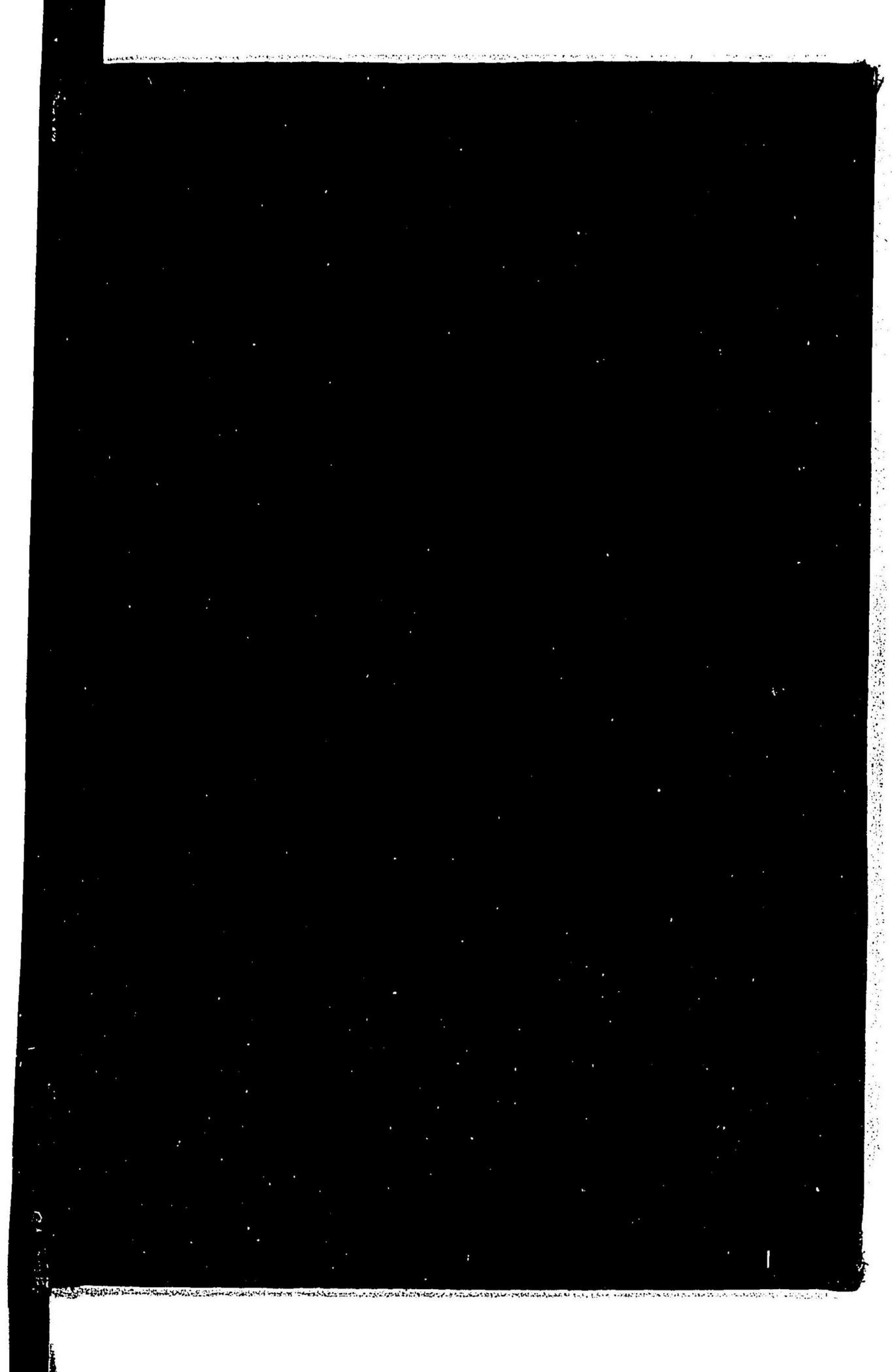
稅務司

中華民國二十八年八月二十日



製本





918.5

0846A

084913-004-2

918.5-0846s

蜀山人全集

古川弘文館

M40-41

DBB-0191



